

# 1900年代の東京市における「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」 の開設と子どもの「貧困・児童労働・不就学」への対応

石井 智也\*<sup>1</sup>・高橋 智\*<sup>2</sup>

## 特別ニーズ教育分野

(2018年9月21日受理)

### 1. はじめに

1994年の「特別なニーズ教育に関する世界会議」にて採択された「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明」を大きな契機として、また国内的には2006年の学校教育法等の一部改正によって、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が2007年度より実施された。その後、小中高校の通常の学級に在学する多様な教育的ニーズ（学習困難、不登校・不適応、慢性疾患、いじめ・被虐待、養育困難・貧困、非行・触法等）を有する子どもへの「特別な教育的対応・配慮（通常教育の枠組みにおける特別な教育的対応・配慮）」に関する実践の蓄積と社会的関心の広がり徐々になされてきている。

前田・高橋（2000, 2002）は、こうした「特別な教育的対応・配慮（通常教育の枠組みにおける特別な教育的対応・配慮）」の取り組みを歴史的に検討し、戦前期の特別学級編制を通常学級に在籍する特別な教育的ニーズを有する子どものための「促進教育」「補償教育」の一形態であったと捉え直し、戦前期の特別学級が分離・別学の教育方式ではなく通常教育と共通性・連続性を有していたことを明らかにした<sup>1</sup>。

また、高橋ほか（2010）、石川（2012）は「子ども期に必要な発達・生活保障」がなされない「生活の貧困」と教育環境の制約に伴い子どもの発達への特別な教育的配慮の保障がなされない「教育の貧困」への対応が特別支援教育・特別ニーズ教育の課題であると捉え、こうした子どもの「生活と発達の貧困」に対応した先駆的な教育的営為として、戦前における大阪市の小学校教育改善事業と特別学級編制に注目した<sup>2</sup>。

筆者らは上記の先行研究を踏まえて、「特別な教育的対応・配慮（通常教育の枠組みにおける特別な教育的対応・配慮）」が歴史的にどのような経緯のもとに誕生し、営まれてきたのかを明らかにするために、明治初期から急激な近代化・産業化・資本主義化によって子どもの「貧困・児童労働・不就学」等の問題が深刻化する東京市に着目して、初等教育が成立・普及する過程において子どもの「生活と発達の貧困」に起因する多様な教育困難に応じてなされた「特別な教育的対応・配慮」に着目する。

1900（明治33）年の小学校令改正により市町村の学校設置義務、保護者による児童への就学義務、授業料の非徴収に象徴される国家による就学保障が促進され、「国家による国民形成」という観点から画一的な教育課程・教育内容・修業期間に基づいて教授するシステムが法制度上確立する。東京市でも公立尋常小学校を増設し、授業料を低減化することで就学率も著しく向上したことから<sup>3</sup>、この時期以降、公立尋常小学校などの「標準的」「正系」の小学校が多様な階層を含みこみ広く浸透したと考えられてきた。

これに対して土方（2002）は、1900（明治33）年前後の東京市域では一部の富裕層は公立小学校に就学し、庶民層はより教育内容が劣っていたと評価される私立小学校に就学、「貧民窟の貧民」は小学簡易科・貧民学

\*1 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究所博士課程 発達支援講座・日本福祉大学 スポーツ科学部助教

\*2 東京学芸大学 特別支援科学講座 特別ニーズ教育分野（184-8501 小金井市貫井北町 4-1-1）

校などに就学する状況であり、「国民すべてを対象とする均質な教育空間は『現実には』生まれていなかった」と言及している<sup>4</sup>。1900（明治33）年の小学校令改正以降、公立尋常小学校は増設されるが、「貧民の児童、労働児童に対しては一般的な子どもの教育とは異なる教育で十分であるという考えが政府、府、市にみられ」、「標準的」「正系」でないとする「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」などの特別な初等教育機関も開設されており、1900年前後の東京市域では民衆が「近代学校」を受け入れるうえで、多様な初等教育機関の存在が不可欠であることが示唆された<sup>5</sup>。

明治後期の東京市では産業化・工業化に伴う多様な都市問題がすでに深刻化していた。例えば、都市人口の半数以上が「都市下層」「細民」と呼ばれる貧しい階層であり、なかでも「人力車夫」「屑拾」「芸人」などの「雑業層」に従事せざるをえない貧困層が四谷鮫河橋・芝新網町・下谷万年町などの大規模スラムを形成し、不衛生な生活を強いられていた<sup>6</sup>。加えて日露戦争以後、機械・金属工業の発展が進み、多数の大小工場が開設され、廃棄物垂れ流しによる河川の汚染や煤煙等による空気汚染などの産業公害も深刻化する<sup>7</sup>。

1900（明治33）年以降に、東京市は公立尋常小学校の増設や授業料の低減化を図ったために尋常小学校にも多様な階層の子どもが就学するようになるが、産業化・工業化による都市問題や二部教授・過大学級などの劣悪な教育環境の恒常化によって、子どもの児童労働や健康問題、学習困難、中途退学、不就学等は深刻化した。

こうした子どもの多様な教育的困難に応じた教育的対応を実施したのが、東京市によって開設された「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」であった。東京都立教育研究所（1995）は、東京市がその「地位と体面」に相応しい「発達大成」をめざし「貧困」の解消に焦点化して、授業料無償・学用品貸与の「特殊小学校」を開設したことを明らかにした<sup>8</sup>。また別役（1995）は、東京市は貧困層の子どもを「貧民たらざる」人間へと「矯正」するために「特殊小学校」を開設したこと、「今後の東京市公立小学校のモデルとなる位置を獲得した学校」であったことを示した<sup>9</sup>。

このように近年の先行研究では、貧困層への就学督励のために「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」が開設され、子どもの生活改善も含めた多様な教育的配慮を実施したことが示されたが、こうした公立尋常小学校と異なる別種の小学校は「一般普通の義務制学校」と区別される「差別的な学校」「例外的な学校」として捉えられ<sup>10</sup>、過渡的で「いずれ尋常小学校に収斂されるべきもの」として評価されてきた。

それに対して筆者らは、「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」において取り組まれた多様な「特別な教育的配慮・対応」はそうした学校のみで完結するものではなく、庶民層・都市下層・貧困層の公立尋常小学校への就学が一般化する1920年代以降において、東京市によって本格的に開始された教育救済事業や特別学級編制に引き継がれるものとして捉え直すことを仮説的に提起している<sup>11</sup>。

それゆえに本稿では、1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市によって開設された「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」に在籍する子どもの多様な教育的困難の実態とそこでの各種の「特別な教育的対応・配慮」の諸相を明らかにする。

## 2. 東京市における第三次小学校令以後の初等教育の拡充

国家富強をなす経済体制や殖産興業の方針が一定の成果を挙げたために、1900（明治33）年に公布された小学校令では各種の生産労働に従事できる人材養成を学校教育体系に求めることになり、初等教育段階における国民全体を対象とした義務教育制度の定着や中等教育段階における普通教育の整備と実業教育の振興をめざした<sup>12</sup>。

そのために授業料非徴収を原則とし、就学義務の厳格化や尋常小学校の修業年限の4年制への統一を通して、多様な階層に対して同一の教育課程・教育内容・修業期間に基づいて教授する学校体系の形成がめざされた<sup>13</sup>。例えば、学年の始期・終期の一定化による学年制学級が奨励されたために画一的な教育内容を少数の教員で教授することが容易になり、詳細な「小学校令施行規則」が定められ小学校における組織・授業・管理などの諸側面が定型化・慣行化された。

東京市は衆議院議員の星亨が中心となり「東京市小学校教育施設に関する建議」を提出し、小学校の維持や増設を「本市直接の負担」として「小学校を増設して国民教育の普及を測」った。これまで区の負担で設立維

持を実施していた小学校の維持や増設を、市の財源で一括して小学校増設を企図した<sup>14</sup>。

こうして東京市が小学校の維持・増設費に係る補助金を提供することとなり、1899（明治32）年に「市立学校建設費補給規定」により市費から予算の三分の一、1902（明治35）年からは二分の一の補助がなされ、公立小学校の増設が促進された<sup>15</sup>。これ以降、1900（明治33）年には79校であった公立小学校は1910（明治43）年には175校にまで新設・増設がなされ、一方で私立小学校は東京府市による取締の姿勢が明確化したことも関係して、1900（明治33）年に231校あった私立小学校が、1914（大正3）年には36校まで減少した（表1）。加えて、東京市は「小学教育経営上多額の費用を要する折柄、尋常科授業料に激変を来す如きは、其の経営上容易ならざる」ものとしつつも、月額70銭～50銭の高額な授業料を「月額二拾銭」にまで減額し<sup>16</sup>、庶民層の就学を促した。

東京市では公立小学校の児童数増加や大規模化、入学時期の一定化に伴い「同年齢の均質的集団」である学年制学級が編制され、画一的な教育課程・学習期間・学習時間に基づく一斉教授が実施されるが、各小学校では「教授批評会」「教員懇話会」「参観報告会」「教材の研究」などの教授方法の改善がなされるなど<sup>17</sup>、庶民層に教育が普及するような配慮がなされていた。また多様な階層の就学に伴って、公立尋常小学校では成績不良による落第・退学を防止するための「劣等児取扱規定」「丁児取扱規定」の制定や「特別学級」の開設、身体検査・学校医などの学校衛生の強化などの子どもの教育的困難に応じた教育的対応も各学校で取り組まれていた<sup>18</sup>。

表1 東京市における学齢児童数、公私立小学校数の年次変化

	学齢児童数	公立小学校数	私立小学校
1900（明治33）年	176,756	79	231
1901（明治34）年	172,831	86	222
1902（明治35）年	160,555	95	213
1903（明治36）年	157,894	103	197
1904（明治37）年	163,092	110	183
1905（明治38）年	177,490	117	165
1906（明治39）年	187,150	122	157
1907（明治40）年	192,525	130	142
1908（明治41）年	197,951	162	119
1909（明治42）年	201,165	172	102
1910（明治43）年	209,842	175	89
1911（明治44）年	212,576	174	77
1912（明治45）年	219,303	180	66
1913（大正2）年	231,659	181	61
1914（大正3）年	238,840	166	36

（出典：『第1回東京市学事年報』から『第15回東京市学事年報』より作成）

1900（明治33）年の小学校令改正では、保護者が「貧窮」の子どもや障害・疾病をもつ子どもの「就学義務の猶予・免除」が明確化されることに伴い、東京市は就学事務を強化し「学齢簿調査」を実施した<sup>19</sup>。例えば1902（明治35）年に、牛込区では「学齢児童臨時実施調査」を行い「不就学」児童数とその背景を明らかにして、「就学猶予・免除」の手続きを明確化した<sup>20</sup>。さらに東京市は貧困層が大規模スラムを形成している状況も踏まえ、「教科用図書、学用品一切を給与する」「細民児童を入学せしむべき尋常小学校」である「特殊小学校」の設置計画を立てた<sup>21</sup>。また著しい産業化・工業化に伴い多くの学齢児童が児童労働に従事しているために、1906（明治39）年には学齢超過児童や労働児童のための修業期限2年の「夜間小学校」が各区に設置された<sup>22</sup>。

このように「貧困・児童労働・不就学」等への対応を行う特殊小学校・夜間小学校が設置されたことで、1900（明治33）年に就学率が76%であったが1903（明治36）年には90%を超え、1914（大正3）年には96%

に達した<sup>23</sup>。1911（明治44）年の「日々出席率」をみても94%を超えており、東京市では貧困層を含めた教育の普及が一挙に進められた（表2）。

表2 東京市における小学校の就学率の年次変化

	男子就学率(%)	女子就学率(%)
1900（明治33）年	77.80	75.10
1901（明治34）年	83.50	81.20
1902（明治35）年	89.31	87.78
1903（明治36）年	92.20	91.03
1904（明治37）年	94.92	94.33
1905（明治38）年	96.50	95.87
1906（明治39）年	96.29	95.67
1907（明治40）年	96.99	96.39
1908（明治41）年	96.47	96.23
1909（明治42）年	96.81	96.45
1910（明治43）年	97.38	97.17
1911（明治44）年	96.43	96.18
1912（明治45）年	96.65	96.48
1913（大正2）年	96.99	96.81
1914（大正3）年	96.80	96.50

（出典：『第1回東京市学事年報』から『第15回東京市学事年報』より作成）

日露戦争の戦費負担で破綻した財政の立て直しや資本主義の激化などの動揺を抑えるために1908（明治41）年に「戊辰詔書」を公布、地方改良運動などを実施することで再度国民統合を図った。教育制度改革としては1907（明治40）年の小学校令改正によって「国民教育」の内容水準の「向上」のために初等教育年限が4ヶ年から6ヶ年に延長した。これにより初等教育制度の基本構図が確定され、「代用私立小学校」の廃止が決定される<sup>24</sup>。

こうした初等教育の拡充の一方で、東京市の財政状況は厳しく教員不足や二部教授・過大学級が深刻化し、子どもにとって劣悪な教育環境が恒常化する。1911（明治44）年には全学年で二部教授をする必要があった学校が6校で3,599名、一部に二部教授をしていた学校は69校に及び30,214名の児童が二部教授を強いられ、1916（大正5）年においても市内公立尋常小学校の約半数84校で二部教授を実施し、市内全児童数の約2割の40,856名が二部教授を強いられていた。

加えて大正期に至っても、多くの不就学児童がいたことも示されている。1911（明治44）年に東京市では精神科医の三宅鑛一が中心となり、「東京ニ於ケル不就学、又ハ就学猶予ノ児童数、其他特殊児童ノ数ヲ定メ」る調査を実施し、対象児童32,287名中就学免除者は「盲者」45名、「聾啞者」76名、「不具廢疾」25名、「白痴」54名、「瘋癲」7名、「その他」109名の合計320名、「貧窮」の理由で免除するものが54名いた。加えて就学猶予者として「病弱又ハ發育不全」のものが465名、「貧窮」のものが630名いたことが明らかにされる<sup>25</sup>。

これ以降、東京市は「就学猶予・免除」とされた児童数についての調査統計を公表しており、1915（大正4）年には就学猶予・免除児童は5,874名（学齢児童の約3%）存在することが明らかにされており<sup>26</sup>、大正期に入っても一定数の子どもが貧困・障害・病気等によって小学校に就学できない状態が続いていた。1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市によって設置された「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」が「貧困・児童労働・不就学」等の子どもの教育救済の一部を担っていたが、都市人口の増加や産業化・工業化の急進、都市問題の激化等によって子どもの「中途退学・不就学」という状態が恒常化していた。

### 3. 子どもの「貧困・児童労働・不就学」と東京市による特別な初等教育機関の開設

1881(明治14)年頃から東京市域への流入人口が一挙に増加し、1889(明治22)年には四谷鮫河橋、芝新網町、下谷万年町の三大スラムをはじめに各区に大小多様なスラムが形成され、こうしたスラムに住む貧困層の多くは「人力車夫」「屑拾」「芸人」などの「雑業層」に従事し、不衛生で悲惨な生活を余儀なくされていた<sup>27</sup>。

明治中期のスラムでは一部、私立小学校や「小学簡易科」などの初等教育機関が開設されていたが、「手紙を書き得るものとは言はじ、僅に自己の姓名を記し得るもの幾人あるべきや」といわれるように、多くの住民は「無学文盲」であった<sup>28</sup>。とりわけ浅草区や下谷区など、貧困層が集住し大規模なスラムが広がっていた地域では、40%を超える高い不就学率を示していた<sup>29</sup>。明治中期の貧困層にとって公立の尋常小学校は「風呂に入れたの、髪を梳かしてやるのだから学校が嫌ひ」「五月蠅から嫌ひ」「覚へられぬから嫌ひ」と訴えられるように「不用物」として捉えられ<sup>30</sup>、多くの貧困層は地域の私立小学校に通学するか、不就学のまま生活する子どもも少なくなかった。

こうしたなかで東京市は公立尋常小学校の増設を計画する際に、授業料無償・学用品給貸与を行う「特殊小学校」を開設することで就学率向上をめざした<sup>31</sup>。まず東京市は大規模スラムであった下谷区万年町・四谷区鮫ヶ橋・深川区霊岸町、本所区三笠町、浅草区玉姫町に授業料無償・学用品貸与を実施する「特殊小学校」を開設した。

スラムに住む家庭の多くは「大抵は戸を開けて応ぜず」「罵言悪口を以て反抗する」状態であったために<sup>32</sup>、特殊小学校では子どもの就学を促すために生活改善を踏まえた多様な教育的対応・配慮が断行された。具体的には、児童労働に応じた二部教授・夜学部の開設や学用品・生活品の貸与・給与、入浴・診察治療、男女児童の理髪、小遣金の節約、家庭訪問などが実施されている<sup>33</sup>。例えば、特殊小学校として最初に開設された下谷区の万年小学校では、貧困層の子どもの就学を促すために、「通学上必要な諸品の給与並貸与」や「特別身分者の処理」(未だ国籍を有せざる者亦稀有ならず)、昼間部では「開校当時より半日教授とし、以て食事労役等の関係より起る困難の緩和」を行い、第五六年対象の夜間部を開設を実施した。さらには生計上の補助として「特別手工科」の設置や後援会事業として「幼児受託並保護者に対する授産」「託児所」の開設、衣類食料の給付、家庭訪問の実施など多様な生活改善事業も実施されていた<sup>34</sup>。

1910(明治43)年に「特殊小学校児童救護会」の後身として「東京市特殊小学校後援会」が開設され、特殊小学校「在学児童に対して修学上支障を除去するに必要」とされる衣服の給与や疾病の治療、労働賃金の補助、「幼児保育所」の設立、「卒業生に対して善良の市民たるに必要」となる支援を行うなど、幼児保育所の開設や卒業生へのアフターケア等の生活改善事業が促された<sup>35</sup>。

特殊小学校後援会はこのように在籍児童の生活に関わる多様な支援を実施したが、災害時の子どもやその家族への生活支援も行っている。1910(明治43)年に発災した大水害に応じて、「特殊小学校中被害惨状ノ最モ大ナル」「衣類等ノ流失ニヨリ廢学ノ虞アルモノ七百十六人」に対して「牛乳食料費等ヲ給与」し、「嚴寒ノ季節」のために「衣類下駄」「足袋」等の給付を行うなどの対応を実施した<sup>36</sup>。さらに1912(明治45)年に発災した「浅草大火」の際には「玉姫小学校焼跡ニ際シ同会ハ臨時出張所ヲ設ケ」「同校就学児童中惨状甚シキ児童ニ対シ先ツ衣類等ヲ給与」し、「児童及保護者収容所」「職業紹介購買組合」の開設を行った<sup>37</sup>。

明治後期より小石川区、本所区、深川区に多数の各種工場が設置され、工場排水によって神田川が隅田川口とともに汚染され始めた<sup>38</sup>。煙突の煤煙については、芝区の芝浦製作所や東京電灯株式会社等の大規模工場に加えて、品川、麻布、京橋、上野、谷中など各種工場からの煤煙も明治末期には過酷を極めた<sup>39</sup>。また「セメント工場」「製紙工場」「刷子工場」「制帽工場」「紡績工場」では「多量ノ塵芥粉末ヲ飛散シ近隣又ハ職工徒弟ニ危害ヲ生スルノ處多」く、工場近隣の住民への健康被害についても著しいものがあつた<sup>40</sup>。

この時期に増加した工場労働者の生活水準は、旧来のスラム住民と「ほとんど差異がないか、少なくとも賃金の大きさ、消費額としての水準ではまったく同等」と指摘されており<sup>41</sup>、工場労働者の家庭でも厳しい生活を営んでいたことがうかがえる。こうした階層の住居環境も非常に劣悪であり、「貧民の住宅と何の選ぶ所なき」「都市陰湿にして不潔なるを以て健康に害ある」「工場との距離甚だしく通勤に不便」であつた<sup>42</sup>。工場での児童労働を強いられる家庭も少なくなく、「幼年者若くは婦女子の過半は、衛生上危険なる工場に虐使せら

るる」「彼等の労働は凡そ十時間前後」に達し「人生の発達期に属する幼児及び少年、並に後代の人類の母たる婦人の体力を虐使し、其の精神機能の発達を阻害する事は、人類一般の智力及び体力の墮落を来」すものと言われており<sup>43</sup>、児童労働によって子どもの健康や発達は脅かされていた<sup>44</sup>。

こうした著しい都市化・産業化・資本主義化に伴って旧来の下谷区万年町、四谷区鮫ヶ橋、芝区新網町以外の多数の地域で「都市下層」「細民」といわれる貧困層が増加した。たとえば1911（明治44）年、1912（明治45）年に実施された内務省による細民調査によって、「浅草区七萬人」「下谷区三萬六千人」「本所区三萬五千人」「深川区三萬人」「小石川区一萬八千人」の「細民」がおり<sup>45</sup>、本所区や深川区、小石川区でも多くの貧困層が生活していたことが報告されている。さらには、1917（大正6）年の警視庁による調査では、工場地帯である小石川区、本所区、深川区に貧困層が多くいたことが示されている<sup>46</sup>。

万年町にあった「屑物取扱場」の日暮里元金杉への移転に伴い、従来のスラムは「余程面目を更め」る一方で、「本所の横川町や深川の猿江裏町が所謂細民窟中の細民窟」として顕在化し「炊事場と便所とは共同」「狭隘なる間の中に多数の家族が起臥してゐるので衛生上にも風儀上にも自然良好の結果を得られぬ」状態であった<sup>47</sup>。とくに本所区横川町の「細民長屋」は「入口は何れも通路に面し、光線は此入口より外に入る所なく、而して其廣さは二畳乃至四畳敷」であり、「室内は真暗で、空気の流通悪しく、異臭粉々たり」「長屋は常に湿気を帯び」「風水害の時などは水が鴨居の所まで浸し」「逃ぐるに道なく」の状態であるなど、非常に劣悪な生活環境であった<sup>48</sup>。また「都市に於ける家屋の欠乏は益々甚だしく、此の欠乏は不健康なる住居と、一家に於ける多数同居とを伴」ひ<sup>49</sup>、「魚肉又は獣肉を常食とする者は極めて稀なり」「貧民が栄養不足の為め疾病に冒され」「労働不能に陥り易」いなど<sup>50</sup>、劣悪な環境のために、栄養状態や健康状態が芳しくなかった。

このように明治後期以降東京市域においては、スラムの拡大や「細民」「都市下層」の移動が生じるが、これに応じて各スラムには特殊小学校が新設された。1912（明治45）年に実施された「細民調査」では本所区の就学率は82.5%、深川区では75.2%と就学率が比較的低かったことを踏まえて<sup>51</sup>、東京市では1912（明治45）年に本所区菊川小学校、深川区猿江小学校が開設され、下層労働者が住居していた小石川区にも林町小学校が開設されている（表3）。

表3 1903（明治36）年以降に設置された特殊小学校

1903（明治36）年	万年特殊小学校	下谷区万年町2丁目
1903（明治36）年	霊岸特殊小学校	深川区霊岸町
1903（明治36）年	三笠特殊小学校	本所区三笠町
1903（明治36）年	鮫ヶ橋特殊小学校	四谷区鮫橋谷町1丁目
1905（明治38）年	玉姫特殊小学校	浅草区玉姫町
1905（明治38）年	芝浦特殊小学校	芝区新網町
1909（明治42）年	絶江特殊小学校	麻布区新堀町
1910（明治43）年	林町特殊小学校	小石川区林町
1912（明治45）年	猿江特殊小学校	深川区猿江町
1912（明治45）年	菊川特殊小学校	本所区菊川町
1918（大正7）年	太平特殊小学校	本所区太平町

（出典：『第1回東京市学事年報』から『第8回東京市学事年報』より作成）

この時期新設された本所区菊川小・小石川区林町小・深川区猿江小などでは、スラムの子どものみに対象を限定せずに、多様な階層の子どもの就学を受け入れたが、子どもの多様な生活や発達の困難に応じた教育的対応が実施されている。たとえば林町小学校では従来の学用品給貸与や理髪・入浴の実施に留まらず、「自学自習カードと予習復習の時間設置」「校内校外自治訓育の実施」「夏季林間学校」「夏季休暇中の学校開放」「促進学級の設置」などの教育的対応を試みた<sup>52</sup>。特殊小学校では大正期に入ると、ほぼすべての小学校で夏季休暇中の運動場開放・林間教授・教育支援が取り組まれており、一学期の復習や訓話、入浴、運動などが実施され、子どもの学習・健康面において大きな改善がみられた<sup>53</sup>。

このような取り組みもあって、多くの貧困層への初等教育の普及・浸透は一挙に進み、特殊小学校の児童は

石井・高橋: 1900年代の東京市における「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」の開設と子どもの「貧困・児童労働・不就学」への対応

年々増加している（表4）。1909（明治42）年の1学級あたりの児童数が約61.1名，1教員あたりの児童数が42.5名，1917（大正6）年の1学級あたりの児童数が59.5名，1教員あたりの児童数が55.3というデータから，在籍児童の増加に応じて学級数や教員数の増加措置がなされていたことがうかがえる。

表4 特殊小学校における学級数・教員数・児童数の年次推移

年度	校数	学級数	教員数	児童数
明治42年	6	55	64	3364
明治43年	7	68	78	4085
明治44年	8	81	91	5059
明治45年	10	120	136	6912
大正2年	10	127	152	7379
大正3年	10	137	156	9943
大正4年	10	139	163	8446
大正5年	10	142	150	8639
大正6年	10	146	157	8694
大正7年	11	153	157	6946
大正8年	11	157	163	9254

（出典：東京都新宿区教育委員会（1980）『新宿区教育百年史資料編』，p.132）

東京市では1916（大正5）年に，こうした特殊小学校の子どもの実態に応じた教育対応を含めて，各小学校の教育実践をまとめた『東京市立小学校施設事項』を発刊している。この報告書は「東京市立小学校中，訓練教授等に関し，特殊なる工夫研究を遂げて，之を実際に施設し，成績の見るべきものを蒐録」したもので，万年小，三笠小，鯨ヶ橋小，林町小などの取り組みも紹介している。

また東京市は，1917（大正6）年に児童教養研究所の研究主任である医師の三田谷啓に特殊小学校の子どもの発達・健康に関する調査や小学校に在籍する「劣等児・低能児」の調査を実施させ，市としても貧困や児童労働などの劣悪な生育環境が子どもの学力・発達・健康に悪影響を与えることを認識する。三田谷は特殊小学校に在籍する第3学年～第6学年の男女150人を対象に，多くの児童が劣悪な住居環境のもとで低学年から児童労働に従事しており，学業成績や身体発育も一般に芳しくないことを示した。具体的には「三学年は午前学校に行き午後労働に従事」「五学年の男女は半日の仕事ではなく純然たる労働をして」「六学年も全日就働で夜分に通学する」ことが多いこと，「一人平均一・二九畳に過ぎ」ない劣悪な生活環境のために「学業成績は概して良好では無い」「身体発育は概して悪い」ことが報告されている<sup>54</sup>。

また大原社会問題研究所の創設に関り，当時，警視庁嘱託として本所区・深川区のスラムの生活実態調査を行っていた暉峻義等は，スラムに住む子どもの健康・発達の問題についても言及しており，「住宅の問題」や「細民なり下級労働者の夫人の生活状態」に起因して，「全国のものより余程軽い，即ち体重は貧民の子供は普通の子供よりも非常に劣つて居」り，「十歳未満の者が病人の殆ど半分を占めて居る」「細民の死亡率に於ては子供が一番高」いなど，多様な健康・発達上の問題を指摘した<sup>55</sup>。

さらに児童労働への教育的対応を行う「特殊夜学校（夜間小学校）」が1906（明治39）年に神田・京橋・小石川・下谷に4校開設された。「特殊夜学校（夜間小学校）」は小学校令第17条に基づく「小学校二類スル各種学校」であり，修業年限・学年・学科課程・授業時数等に関しては小学校令・同施行規則の適用ではなく変則的であった。「特殊夜学校（夜間小学校）」の授業料は無償であり，「学年を2年制に短縮し」「教科を原則として3教科に限定し」「授業時数が尋常小学校に比較して週6時間以上少ない」など「普通教科ヲ速成的ニ授クル」ものであったが<sup>56</sup>，こうした変則的な修業年限・学科課程・授業時数等については労働児童の生活実態に応じた教育的対応としても捉えうる。1914（大正3）年までに34校の「特殊夜学校（夜間小学校）」が設置されており，就学児童数も増加の一途をたどった<sup>57</sup>。

表5 尋常小学校に付設された「夜間小学校」

1906 (明治39) 年	神田 (千桜), 京橋 (京橋), 小石川 (小石川第一), 下谷 (東盛)
1907 (明治40) 年	京橋第二 (月島), 小石川第二 (明化), 下谷第二 (仲徒), 浅草第一 (松葉)
1909 (明治42) 年	芝第一 (南海), 赤坂第一 (青山), 下谷第三 (竹町), 本所第一 (横川)
1910 (明治43) 年	四谷第一 (四谷第三), 深川第一 (六軒堀)
1911 (明治44) 年	京橋第三 (鉄砲州), 赤坂第二 (赤坂), 本所第二 (柳島)
1912 (明治45) 年	麻布第一 (飯倉), 四谷第二 (四谷第一), 本郷第一 (根津), 本所第三 (明德)
1914 (大正3) 年	麻布第二 (麻布), 小石川第三 (青柳), 本所第四 (牛島)

(出典：石井昭示 (1992) 『近代の児童労働と夜間小学校』, p.102より作成)

1911 (明治44) 年の東京市の職工徒弟調査では、13歳未満の幼年職工・徒弟366名のなかで「特殊夜学校 (夜間小学校)」に就学しながら、労働を継続している子どもが多くいたことが示されている<sup>58</sup>。たとえば本所区の柳島小学校、横川小学校、柳橋小学校の夜間部や下谷区の東盛小学校夜学部、練堀小学校夜学部、京橋区の月島小学校夜学部などに就学している労働児童の実態が記載されており<sup>59</sup>、急激な産業化・工業化に伴い児童労働が容認されていた時代にあつて、「特殊夜学校 (夜間小学校)」は労働児童にとって重要な教育保障の場であつた。

小石川第一小学校に附設された小石川夜学校に開設当初約60名の児童が入学を希望しており、多くは「小石川第一小学校の児童」で「授業料を納むる事能はざる為連続欠席するもの」であつた。学力考査の結果に基づいて、上級前期・後期、下級前期・後期に学級編制を行い、授業時間は午後7時より午後8時45分までとした<sup>60</sup>。多くは労働をしながら夜間小学校に通学しており、男子33名中小石川砲兵工廠の職工6名、その他の工場職工3名、留守6名、父の行商についていくもの2名、子守9名であり、女子34名中、煙草工場の職工が18名、その他の工場の職工が6名、子守が5名であつた。小石川夜学校では、開校にあつて「鉛筆六拾本と半紙 (藁紙) 十帖」を用意するなど学用品の給付を行つており、出席率は高く「予想外の好結果」であつたと報告されている<sup>61</sup>。

四谷第一小学校内に附設された四谷第二夜学校では「家庭の情實上、或は幼少の時から他家へ奉公して、昼間普通小学に通つて、人並に義務教育を了へることのできなかつたもの、又は途中で退学したもの」を対象としており、「成るべく短時日の中に一通りの事を教へ」「授業料も課せず、学用品の如きも殆んど給与」した。在籍児童の年齢は10歳から25歳までと幅広く、120名中「家庭から通学するものは僅かに十六名」であり、大多数の子どもは「悉く年期奉公、或いは雇人となつて家政の幾分か」を援助していることから、「学力の進む度によりては、臨時に何時でも進級させることにして」いた<sup>62</sup>。

「此種の学校の常として、出席、欠席、入学、退学が定まらない二三日来ては一ヵ月も欠席し、退学したのだと思へば又来る」「昨年六月開校の當時、五六十名の中、満一ヶ年後の今日まで残れるもの僅か四五名を止むるのみ」という状況であつたために「教授といふより彼等が自学するといふ上に指導を与へ」、教師は「境遇に大なる同情を以て指導」していた。こうした取り組みを通して、「いつも親元に手紙を出す度に、自分には書けませんから人に書いて貰ふのがつら」いと訴えており、初めは片仮名さえ知らなかつた子どもが「今は読本の巻五」を読んでおり「努力は驚くべき効果」があつたとの報告もある。一方で夜学校に尋常小学校の教科書を使用するのではなく、独自に教科書を編纂する必要があるとして、子どもの実態に応じた教育を進めていく必要性も強調されていた<sup>63</sup>。

柳島小学校に附設された本所第二夜学校では「周囲には工場多く、職工其の他労働に従事する者が多く住んで」おり、「生活程度低く」「生徒の多数も亦然りで、其の年齢は三十歳以上の」児童が在籍していたために、「人格教育の徹底」を中心としながら「身体検査を行ひ、生徒の健康を進むること」に加えて医者との連絡、牛乳券配布などの子どもの衛生面への配慮や「家庭訪問」「工場巡視」「卒業生の指導」「後援機関の設立」などの生活改善の配慮がなされていた<sup>64</sup>。同校の浅石恒太郎は「不就学の年長者にして特殊夜学校生徒の如く日々継続して修学すること能はざるため、隔日乃至二三日隔の短期講習を希望する者が随分多い」として、学課内の教育活動に加えて週3日程度に2時間ほどの教授を行う短期講習会が開催の必要性を強調した<sup>65</sup>。

このように特殊夜学校 (夜間小学校) では、児童労働等で尋常小学校には就学が困難な子どもに対して、学



習期間や学習時間を柔軟に変更することに加えて、子どもの家庭生活の改善をも見据えた教育的対応が実施されていた。

1916（大正5）年の工場法施行に伴って、工場主は雇用児童の教育機会を保障することが求められ、大工場では「工場内学校」の設置がなされてきた。郡部の工場を含めると、尼崎紡績株式会社橋場工場（南千住）・深川工場（深川）、富士瓦斯紡績小名木川工場（南葛飾郡）・押上工場（本所区）、長瀬商会工場（南葛飾郡）等に「工場内学校」が開設され、修業年限が4ヶ年であった富士瓦斯紡績小名川工場以外は修業年限3ヶ年で、12歳～14歳までの初等教育を修了していない「労働児童」を対象とするものであった<sup>66</sup>。特殊夜学校と同様に学用品・生活品の給付を行い、一日2時間程度の二部教授編制で授業を実施する「工場内学校」がほとんどであった。

このように明治後期から大正前期にかけては、尋常小学校では教育的対応が困難であった「貧困・児童労働・不就学」の子どもへの教育支援に関して、特殊小学校や特殊夜学校（夜間小学校）、工場内学校などの多様な初等教育機関が重要な役割を担っていた。

表6 東京市に民営工場における職工および徒弟数（明治40年）

	男工		女工	
	14歳以上	14歳未満	14歳以上	14歳未満
紡績業	897	11	3705	366
織物業	268	28	624	42
組物編物業	220	19	616	20
染色業	562	28	87	8
刺繍業	6	3	4	—
計（染色工場）	1953	89	5036	436
器械製造業	4258	79	168	—
船舶車両製造業	2361	42	17	—
器具製造業	2522	207	258	8
金属製品業	441	69	37	6
計（器械工場）	9582	397	480	14
発火物製造業	43	—	133	18
製薬業	260	13	115	20
雑業	258	4	251	52
計（化学工場）	561	17	499	90
醸造業	260	86	—	—
煙草業	50	4	312	152
菓子業	126	8	163	2
雑業	16	24	—	—
計（食品工場）	452	122	475	154
印刷製本業	6140	406	1307	267
紙製品業	164	11	151	58
木竹製品業	331	16	23	3
皮革製品業	233	15	7	—
石工骨製品業	25	4	2	—
雑業	860	83	393	15
計（雑工場）	7753	535	1883	343
合計	20301	1160	8373	1037

（出典：東京百年史編集委員会（1972）『東京百年史』第3巻，石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』，p.68）

以上のように特殊小学校や特殊夜学校などの多様な初等教育機関では、子どもの学習や健康への対応にとどまらず、家庭や地域の生活改善も含めた教育的対応がなされていたが、大正中期には警視庁の調査が促進されることもあり、各小学校による対応だけでなく、政府や市による社会事業や児童保護事業の実施の必要性が強調される。

万年小学校の校長を務めた坂本龍之輔はスラムに住む貧困層の生活改善を実施するうえでは「娯楽機関」や「職業機関」、「細民療養所」の開設を通して、「家族全体をして全く一身同体となつて働かせるといふ」こと「所謂官民合同、公私協同で進むといふことが一番」肝要であることを強調した。とくに、スラムの住民は、「博奕を打ち酒を飲む、随て性慾というふ事に就て乱雑になり、正しく働くといふ事に対しても大いなる欠陥が」生じるため「楽しむ機関」を与え、「細民に職業を紹介して働かせようとするならば、其處で働けば相当生活の出来るやうにしてやらなければならぬ」と述べ、簡易な職業紹介ではなく職業自立につながる支援を実施する必要性を強調した<sup>67</sup>。

また警視庁保安課長の近藤俊介は、スラムの住民の生活改善を実施するためには、職業紹介所や貧民長屋・無料宿泊所の設置、公営の浴場・洗濯場の設置、公設質屋などの設置の推進が不可欠であると言及しており、貧困層の生活改善が都市改善事業と社会事業と関連性をもつものとしてみられている<sup>68</sup>。中央慈善協会主事の杵淵義房は、本所区の太平警察署の細民調査を踏まえて、「細民住宅」の改善とともに「託児所の如きを澤山設けて昼間丈子供を預かり、母親をして昼間充分働かせ」るために「昼間保育所」の設置促進や「自暴自棄に陥り、向上心を失ひ、金さへあれば、酒を飲」む貧困層に対して「賃金を得らるる様な一定の職業を与えること」が不可欠であるとしている<sup>69</sup>。

#### 4. 特殊小学校における子どもの教育的困難と対応

特殊小学校は尋常小学校の教育課程に基づきながらも、スラムに住む「貧困・児童労働・不就学」の子どもへの就学定着を図るために、授業料徴収の免除、学用品貸与・給与、入浴や理髪、学校医による診察治療、二部教授の実施や夜学教授、家庭訪問や保護者の状況把握などの特別な教育的対応・配慮を実施した<sup>70</sup>。

島根県安濃郡教師の今岡増太郎が1912（明治45）年に、東京市内の初等教育の視察を実施しており、初等教育の現況のなかで「義務教育徹底ノ施設」として「特殊小学校」の取り組みを取り上げている。今岡は特殊小学校は「授業料ヲ免除スルハ勿論学用品一切ヲ給シ校内ニ入浴場理髪所等ノ設備ヲナシ半日教授又ハ夜間教授ヲ以テ義務教育ヲ了ラシムル」として、「貯金」「学校家庭連絡」「劣等児の特別学級開設」「児童身体ノ清潔」「夏季休業全廃」などの多様な教育的対応を実施していたことを報告している<sup>71</sup>。

##### 4. 1 万年小学校における教育的対応

初代東京市長・松田秀雄は貧民児童の不就学対策について、市が直接に経営にあたることとして「特殊小学校」設立計画を市教育課長の山田久作に命じて作成をさせる。山田は東京市によって開設される特殊小学校では「児童の収容除籍共に学校長先づ責任を負ひて決行」し、「学校医が校内に於て児童の疾病を治療する」「児童の理髪沐浴」「法令上尋常小学校に於ては未だ許されざれし図画工作唱歌等を課する」「夏季休業廃止の実を挙ぐる」「職員の家庭訪問并家庭の実状調査」を実施するものを想定していた<sup>72</sup>。当時貧困児童の教育に実験的に取り組んでいた東京高等師範学校附属小学校の坂本龍之輔を校長に抜擢して下谷区の大規模スラムである万年町に万年小学校が開設される。

坂本は1902（明治35）年10月に赴任し、翌年2月から授業を開始した<sup>73</sup>。坂本は児童の就学を促すために、はじめに「警官の携帯せる該簿を借りて住所、職業年齢等より想像して抜粋に努め之に依りて実地の訪問勧説を試みるにての效果なき」として「個別的調査訪問を取行するに決し、乞食の老婆と膝を交へて談話しつつ児童の住家を探査」した<sup>74</sup>。個別調査訪問の結果、「嬰兒も猶一人分の稼ぎをなすものなれば就学は糊口上に支障を来す」「早く奉公に出して業務に習熟せしむるを以て保護者にも児童にも就学せしむる以上に有益」「住所を明瞭になるを苦悩す」「私生児を有すれば責罰されるものとの誤信」「学校の性質を誤解して僻見に駆られ或は学校職員を誘拐者と誤解す」る等の理由から「児童を隠匿し又は児童あることを隠匿する者多」と述べられている<sup>75</sup>。

保護者の職業は「人力車夫」が67名で、次いで「屑拾い」15名、「職工」15名と多くが「雑業層」であり、保護者の識字率も低く<sup>76</sup>、生活は過酷を極めていた。例えば「母を同ふする四児の、父をば各別にする」「女一人で三人の子供を啣へ行かる筈なき故」に「亡父の初七日なるを以て」「後夫を迎へし」家庭、「僅か八歳なる実子をして」「幾回となく吉原迄も貰ひに出でしめ」る家庭などで、多くの子どもは生活していたことも報告されている<sup>77</sup>。また万年小学校では「乞食」をしながら就学している子どもも少なくはなく、「一寸体裁の良い乞食」「お吊ひ乞食花乞食などは決して珍らしからぬ」<sup>78</sup>、「彼の女は昼は乞食をして暮方に家に帰り顔を洗ひ髪を梳り其より学校に通」っている子どもの様子も示されている<sup>79</sup>。こうした家庭・生活環境で育つ子どもの多くは「戸籍」「国籍」を有していなかったが、万年小では「国籍を有せざる者、其他学齢簿に載せらるべき実際年齢に達し居りつつも載せられざる児童等こそ先づ第一に収容せんことを期する」として、こうした子どもの就学奨励も積極的に実施した。

子どもの就学奨励のために、開設当初は「半日は校舎を明けおき職員は家庭の訪問其他に尽し日の暮れて後、学校長は概ね夜の十一時を以て退出するを常とし」、1903(明治36)年12月になってようやく「収容せし児童の訓練漸く緒に就けるを以て更に午後部の児童を収容して始めて全日校舎を使用する」ことが可能となり、「本市并当校経費の関係より来らずして全く児童家庭の生活状態」から二部教授を開始した<sup>80</sup>。

学校に就学する子どもの実態として、「身体の污垢酷しきを以て皮膚の色の辯ず可らざる者」や「尿意頻発、着席の佞失禁して知覚せざる者」も少なくなく、「白癬疥癬等何人にも一見して明白なる皮膚病の頭部又は手甲に現はれ居らざる者は全校児童中僅かに指を屈するに止まりき」という状態で、「半風子の棲息し居ること実に意外にして衣類を脱せしむるもなほ皮膚に喰ひ入り居たりき」「教授の講究よりも半風子の処分を急がざる可らず」という子どもも少なくなかった<sup>81</sup>。東京市学事年報でも「貧血的テ眼疾及皮膚病其他遺伝梅毒ニ因スル疾病非常ニ多」く、94%の児童が何らかの医療的措置が必要であると示され、在学中に約4%の子どもが胃腸病や肺病、チフス、肋膜炎などで死亡していたことが報告され<sup>82</sup>、「理髪機械を備へて、毎日一学級に付凡そ五人づつ順番に斬髪をし」「湯殿を設けて、毎日各学級凡そ十人位づつ入浴させ」る等の子どもの衛生面の配慮が取り組まれた<sup>83</sup>。

こうした子どもの教育的対応を実施する上で「衣服食料及医薬の給与真に焦眉の急に迫り居るも」のであったが、市としては「首府の自ら経営する学校たり個人の寄付をうくるが如き卑屈の拳を許さずと、而かも市費に之が計上を為さざる」状況であったために、1903(明治36)年に医師の石井昇が開設した塵功堂と協力をした。塵功堂は「収容児童に衣服食料医薬を給与し理髪の途及未だ戸籍簿に登録されざる者の処理に尽」し、「庶物に関する知識を啓く施設の必要を感じ各種標本類は廉価祖悪なるも数量の多きを期し廊下に陳列して利用、説明に便し且児童談話の資に供する」こととし<sup>84</sup>、子どもの生活改善につながる学用品・生活品の給与を可能にした。

授業中の様子として「職員の教室内に居るに係らず机の上を奔り廻るものあり、机の蓋を揮って打ち合う」「監護に従ふも猶毆打、爪把、拮闘叫喚は絶えざる」「少しく強く訓戒すれば室内も割れん許りの聲を掲げて泣く」などの教育上の困難がみられ<sup>85</sup>、「自識ト云フモノカ非常ニ鈍」く、「卑猥ナルコト所有権ニ関スル不正若クハ不健全ナルコト」以外については「直観、想像、注意、判断、記憶等ノ力カ非常ニ欠乏シテ居」り、「年齢ノ割合上カラミルト観念カ茫漠荒蕪ヲ極メ」ており「其有ツテ居ル言葉ノ数カ至テ少ナイ」ことが報告されている<sup>86</sup>。

こうした子どもの実態に応じて、万年小学校では「始めて就学した児童は、凡て一学年に編入することは勿論であるけれども、その成績の進み次第臨時に昇級させることにし」<sup>87</sup>、具体的には「第一学年児童百七十七名中曾テ学校生活ノ経験アルモノヲ甲組トシ其然ラサルモノニツキ年齢ヲ標準トシテ乙丙兩組ニ分」けるなどして、子どもの実態に応じた学級の編制がなされた<sup>88</sup>。また「一学年に就て注意せるに受持職員は其三分の二迄は低能者」という状態で、「法令規定によらずして『児童の能力に相応する特別課程に依りて教育する学校』なりとせんこと、第一学年としての教課(ママ)の前に予備課程を設けざる可らざること」として、「昇降口の半ばを割きて職員室に、前職員室を小教室に改造し明治三十八年度に特別学級」を開設することとした<sup>89</sup>。

こうした取り組みを通して、当初多くの児童が「只ア一と叫んで教員の圍りを取巻き或は旦那と称」び、「教場内に在りては己れの席に静坐することなく、授業中なるとならざるとの区別知らねば矢鱈に立ち歩きで教員も其の取締りに困却」したが、「一週間と経ち二週間と過ぎ日数重なるに従ひ児童も漸く学校生活の何物たるか

を解」し、多くの児童が「教育を受くる」ことに、喜びを感じるようになったことも報告されている<sup>90</sup>。

こうした取り組みにもかかわらず、万年小学校における中途退学率は非常に高く、貧困や児童労働（奉公、日取引、就労役、子守、留守）による退学・不就学が恒常化していた<sup>91</sup>。これに対して、1905（明治38）年以降に「自ら市価ある物を制作する案を立て無条件無給与の幣を避け、教育其ものの為に謀ると共に就学に資し、半途廃学を予防する為取得=即所謂労働賃金=補給の途」を講じて「特別手工科」を開設した<sup>92</sup>。「特別手工科」では「児童の性行」を踏まえて「危険度の少き」「粘土細工」の製作が実施された。

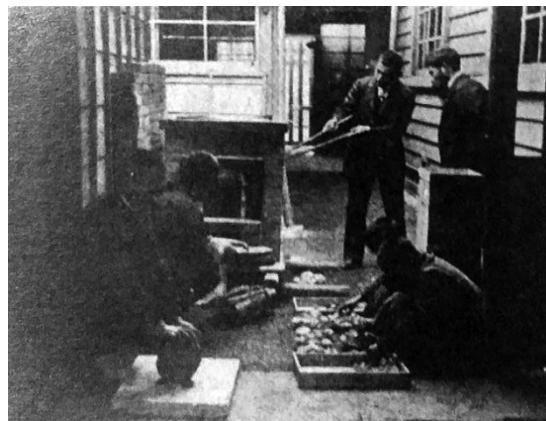


写真1 万年小学校での粘土細工（特別作業）の実践

（出典：『東京市教育会雑誌』第30号，1907年）

加えて学齢児童を対象として、昼間働きながら就学できる「普通夜学部」を1905（明治38）年に開設し、義務教育年限延長に伴って1908（明治41）年から、第5・6学年の児童を対象として夜間教授を実施した。とくに万年小学校では開設以降に、「二十七才の人力車夫にして無学の苦を許へ学費を自弁し廊下の隅にて聴講する」「浅草公園内に住む十七歳なる女子北清島町に住む収容せる女児の姉なる三十六歳の婦人等来校何れも日常生活上無学の苦を訴へて教育を請ふ」という実態があったために、「現に生活上無学に苦しむ者を収容して焦眉の急に迫れる知識を与ふことは、保護者に学齢児童教育の必要を自覚せしむる」として、学齢外児童や年長者のための「特殊夜学部」が開設された<sup>93</sup>。

#### 4. 2 霊岸小学校における教育的対応

1903（明治36）年に深川区の霊岸町に霊岸小学校が開設され、長野重三郎が校長の任に当たったが、開設当初の在籍児童数は135名であり3学年編制であった。明治中期の深川区における貧困層の教育的対応については、深川地方寺院各宗総代によって設立された富岡門前町の教友第一小学校、霊岸町の教友第二小学校、東森下町の教友第三小学校が担っていたが、これらが一校に統合され、東京市直営の特殊小学校の霊岸小学校として開設された<sup>94</sup>。

寺田勇吉は霊岸小学校の開校式の際に「今日所謂特殊の小学校の進んで公立小学校と為り今日の公立小学校は変じて却て将来に於ける特殊の小学校と為るの期あるを信ず」として「特殊なる小学校の教師として立つのみならず将来に於て他の普通公立学校の模範たる」と述べており、霊岸小学校を始めとした特殊小学校の役割を小学校の教育改善事業として位置付けていた<sup>95</sup>。

当初入学してきた児童については「戸籍上の困難が少からず」「規律を重んぜぬ」「為ることが頗る残忍」「約束を重んぜぬ」「渡船で通へば、賃金が掛るといふやうな不便がある」「トラホーム、結膜炎等の患者が半数以上もある」など多様な教育的困難を抱えていたことが示されている<sup>96</sup>。多くは「人力車夫」「小売商」「職工」「日雇」の子どもであり、在籍児童の約半数は「小学校ニ入りシコトナキモノ」であった<sup>97</sup>。

1906（明治39）年には在籍児童が409名にまで増加し、4学年編制へと移行する。内職や児童労働を強いられる子どもも少なくなく「諸工場ニ通勤スルモノ及ヒ隣寸ノ箱貼り毛糸レース編物等ナリトス」「子守ニハ他家ノ子女ヲ子守シテ賃金ヲ得ルモノト弟妹ヲ子守ニスルモノ」がおり、在籍児童中約半数が「子守」を含めた

労働に従事していた<sup>98</sup>。さらには紡績工場等の工場に昼間勤める児童も多かったために、第1学年～第4学年単級の夜学部を1905(明治38)年から開設した。

疾病・健康問題を有している子どもが多いために「児童登校ノ際夫々治療ヲ為」し、「理髪」では「男女児トモ一週一回火曜日ニ実行」「頭風ノ駆除白癬等の快方及予防」を行い、「入浴」では「一週二回男女各一回ツツ入浴」させ、「健児ヲ最初ニシ病児ヲ後ニ」するなどの配慮を行った<sup>99</sup>。こうした取り組みに対して、父兄懇談会では「理髪入浴等の面倒までも見てくれるるので日頃父兄たちの喜んで居ることは一通りでない」「児童の成績を見て感に打たれた殊に編物の細工には皆舌をまいた」との様子が示されており、貧困層の家庭であっても子どもの成長・発達に対して好意的であったことがうかがえる<sup>100</sup>。

また米価騰貴の時期には「従来の生活を継続すること頗る難く一家数口食を減じ或は時には全く欠食するものあるに至る人生の惨も亦是に至りて極ま」として、白米廉売法を実施して「一面に於ては保護者の努力を促して生活上の困難を緩和し又一面に於ては児童の中途廃学者を防」ぐことをねらった。これにより「食費の費用を省き得て他の日用品又は衣服(子供の着物)の古着などを求むることを得る様になり」「子供等に三度の食事を相応に与へ」たと振り返り、教師も「廉売法が有難さうに見えて学校を信頼する様子が一変して来た」と述べている<sup>101</sup>。

大正期に入ると下層労働者や貧困層の家庭でも「常雇」となり、「労働賃金」「月給」を受けとる家庭と「収入が多くは不定」「日収」の家庭に二分され、「日収」で生活する家庭では「残飯生活を営み、或は欠食する」ような状態で不安定な生活を営んでいた<sup>102</sup>。そこで訓導の坂間惣重郎は「日収」の家庭と「月収」の家庭での子どもの健康・発達状態の相違を調べ、学業成績や身体発育の面において「日収」で生活する家庭の子どもが劣っている点を明らかにしている<sup>103</sup>。

大正期以降でも霊岸小学校では一般に下層労働者や貧困層の子どもが通学をしていたが、主には富川町に広がっていた木賃宿・止宿に住む貧困層の子どもの劣悪な生活環境や健康状態・発達の遅れに注目されるようになる。林町小学校訓導から霊岸小学校校長に就任した橋本熊太郎は、「細民児童の保護救済は未だ充分の徹底を見る事が出来ぬ」として「東京市第一の極貧部落である富川町木賃宿止宿児童の保護教化に関する問題」に着目した。

橋本は「木賃宿」の子どもの生活実態を明らかにしているが、「一家豊数の平均は二畳五分五厘」「衣服の着更も無く、遊ぶに樹影もなく、読むべき書物も買へない」「夜蚤と南京虫に苦しむ者が殆んど全部」であった。また、健康状態についても「児童の死亡が百分の三十一と云う戦慄すべき」状況で「深川区内の普通小学校の疾病率に比較して、トラホームが約二倍半、他の眼病が約三倍、扁桃腺肥大が三倍余、耳疾が一倍半、皮膚病に至つては五十倍の多数に上つて居る」など、「家庭衛生状態が児童の及ぼす影響の恐るべきを察知する事が出来る」と言及する<sup>104</sup>。さらに、木賃宿に住む家庭の多くは「無教育者」「未寄留者」であり、「仕事によつて住所を転々する」不定労働者であるために、依然として多くの「不就学・中途退学」が存在することが明らかにされ、「工場に、或は子守に、或は奉公に出さなければならない」状況が示された<sup>105</sup>。

このように木賃宿に住む子どもの多くは「不良環境」のために「三分の一は病弱者で、三分の一は成績不良児、のこる三分の一は不良性児童」であり、「木賃宿児童救済学級」を2学級開設し「養護、訓練、教授、救済、保護」を実施し、疾病の治療や「勤労教育を兼ねたる印刷、甲馳ハメ、荷札等の作業を課」すなどの支援に取り組んだ<sup>106</sup>。

#### 4. 3 鮫ヶ橋小学校における教育的対応

鮫ヶ橋小学校は、1902(明治35)年8月に東京市霊岸尋常小学校の校長であった長野重三郎が校長の任に当って開校の準備を行い、1903(明治36)年10月に開校がなされる。同年に12月には築地尋常小学校訓導であった中山栄太郎が校長となり、多様な教育的対応を実施した。

鮫ヶ橋小学校の開設された四谷区鮫ヶ橋谷町では大規模スラムが広がっており、「多くは、二畳一間があるきりで、居間にも寝間にも、食堂にも応接所にもなつてゐて、その不潔なことは、實に言語に堪へたもの」、「老婆と小児」が多くおり、「男児は殆ど皆出職してゐるから、留守居のものばかりで、腰の曲つた老人や、眼のただれた女の児や、白癬だらけの男の児が無心に遊んでゐる」と報告されるなど<sup>107</sup>、子どもを取巻く生活環境は劣悪であった。

例えば、同校在籍児童の300名の保護者のうち「読み且つ書き得るもの四十人」「普通の手紙を読み且つ書

き得るもの六人」であり、「児童の家族内に喧嘩其他の紛糾ある時必ず仲裁の労を取る」必要があるほどの家庭環境であった<sup>108</sup>。さらには「通学児童の保護者に対し飲酒の状態に付て調査したる所に依れば、保護者五二二名中五八・六％、即三〇六名は飲酒者」であるなど、両親の多くは飲酒が常習となり<sup>109</sup>、子どもが語る「最モ哀シキ」こととして「親ノ死」「親ニウタレシ時」「親ノ外出シテ帰り来ラサル時」「隣人ノケンカ」「貧乏」などが挙げられていることから、劣悪な家庭・生活環境がうかがえる<sup>110</sup>。万年町に住む家庭と同様に、「自家の生計上不利」のために「学校の教員又は区吏員の姿を見れば、忽ち児童を隠蔽することありて」「学校を忌み嫌」っており、就学督励が非常に困難を極めていた<sup>111</sup>。

就学する子どもの実態として「往々野性的ノ不良ナル習慣」「意志極メテ薄志弱行」などの行動上の困難、「学業ハ概シテ稍々劣ルモ殊ニ技能科ニ属スルモノニ於テ著シキヲ見ル」「概シテ体格不充分」などの学業面や身体面の発達困難を有しており、子どもの実態や個性を把握するために「訓練簿」を作成し対応にあたった<sup>112</sup>。子どもの多くが疾病や健康問題を罹患しており、597名中に体格「中」が575名を占めていたが、「眼疾」168名、「齲歯」210名、「外被病」18名と大多数の子どもが疾病に罹患していたことが示されている<sup>113</sup>。

鯨ヶ橋小学校では「清潔・正直・勤労・獨立」の4項目を軸としながら、「校内に於て、入浴場があつて、毎土曜には、教師が監督して、生徒には必ず入浴せしむる」こと、「毎金曜日、数名宛の理髪を、男教師が、自らなす」こと、「不潔のため、皮膚病及び眼病患者が、甚だ数多い」ために疾病児童の治療、「生徒が欠席の日数が重なる」場合の家庭訪問、植物園の整備、養豚・養鶏・養蜂等を実施するなどの子どもの健康・生活の改善と自立にむけた取り組みが実施されていた<sup>114</sup>。



写真2 鯨ヶ橋小学校での子どもの診察と入浴指導の様子

(出典：『東京市教育会雑誌』第29巻、1907年)

とくに同校では「貧民の児は之を貧民あしらひに」すると「彼等の良心を麻痺せしめ、自暴自棄廉恥を重ずる」として、「教師が児童を呼ぶにも何某様といひ、かうしられた、ああしますとやうに敬語を用ひる」など「児童の取扱は、一般に丁寧である」と述べている<sup>115</sup>。こうした取り組みによって、鯨ヶ橋小では「児童相互に敬語を用ひしむるの結果は学友親和の情を増加」し、「粗暴の言語動作は変じて明瞭丁寧なる言語と温和従順の気風とな」る、「喧嘩口論は跡を絶ちて共同事をなすを喜ぶに至」るなどの子どもの変化が見られ、「従前会つて路傍にありて、人を嘲り、家屋に楽書をなすが如きこと一もあるなく、却つて父兄は学校教育の効果を謳歌するに至れり」とスラム地域自体の改善がもたらされたことが報告されている<sup>116</sup>。

鯨ヶ橋小では明治後期や大正期に入っても100人規模の中途退学者を出しており、学校に就学をしながら「養巻」「吸口附」「袋張」などの内職・勤労している子どもは50名近く在籍していた<sup>117</sup>。大正期の同校在籍児童の就職先として「活版職工」「自転車職工」「給仕」等が多く、「活版職工」では一日の労働時間は10時間であり<sup>118</sup>、昼間に就学することは極めて難しい状態であった。それに対して同校は「一日四十銭餘の収入中より濫費の習慣を作るは概すべき」として、職業訓練や特別作業とともに「間食濫費の打破」「勤儉貯蓄の奨励」「労働に対する積極的趣味の鼓吹」を促した<sup>119</sup>。大正期に入ると二部教授を廃止して全日教授としたが、午後は「児童家庭の都合により（家事の手伝、子守、内職、工場通ひ等）調査の上出席を強ひず」との配慮を実施した。

表7 鮫ヶ橋小学校で実施された特別な教育的対応

入学特別扱, 家庭調査, 家庭訪問, 校医ノ診察及治療, 訓導ノ点眼塗薬, 児童ノ入浴ト理髪, 保護者会, 児童会, 運動会及校外教授, 三学年以上ノ全日二部教授, 五六学年ノ昼間・夜間二部教授, 年長児・劣等児・欠席欠課児ノ特別教授, 児童ノ予習ト復習, 校長ノ学級検閲及個人訓練, 始業前の訓練, 掲示教育, 出席奨励, 学校園, 児童貯金, 児童文庫, 夏季休業中ノ運動場開放及復習, 児童ノ作業, 児童ノ救済及職業ノ周旋

(出典: 鮫橋尋常小学校『東京市立鮫橋尋常小学校一覽』より作成)

鮫ヶ橋小学校では1912（明治45）年から特殊夜学部を開始しており、「昼間部の五六学年（複式）一学級と夜間部の五年，六年二学級との如く」編制していたが、「養護方面に就ては全然悲観せざるを得ざるものありて」「児童身体の發育時代に於て過度の心身の疲労は痛く其健康を害する」として夜学部を廃止し、「特別な事情の児童は，午前午後作業の法により，以て彼等の身体を擁護し，完全なる教育」を与えたいとしている<sup>120</sup>。

表8 鮫ヶ橋小の中途退学児童数の年次変化

	在籍児童数			中途退学者数		
	男	女	計	男	女	計
明治36年度	129	102	231	3	2	5
明治37年度	163	121	284	79	74	153
明治38年度	185	157	342	15	10	25
明治39年度	191	173	364	44	29	73
明治40年度	192	153	345	28	35	63
明治41年度	192	155	347	55	42	97
明治42年度	206	184	390	46	33	79
明治43年度	238	192	430	48	58	109
明治44年度	242	212	454	75	44	119
明治45年度	255	259	514	53	41	93
大正2年度	267	242	509	58	61	119
大正3年度	309	253	562	41	70	111
大正4年度	328	252	580	59	69	128

(出典: 鮫橋尋常小学校『東京市立鮫橋尋常小学校一覽』より作成)

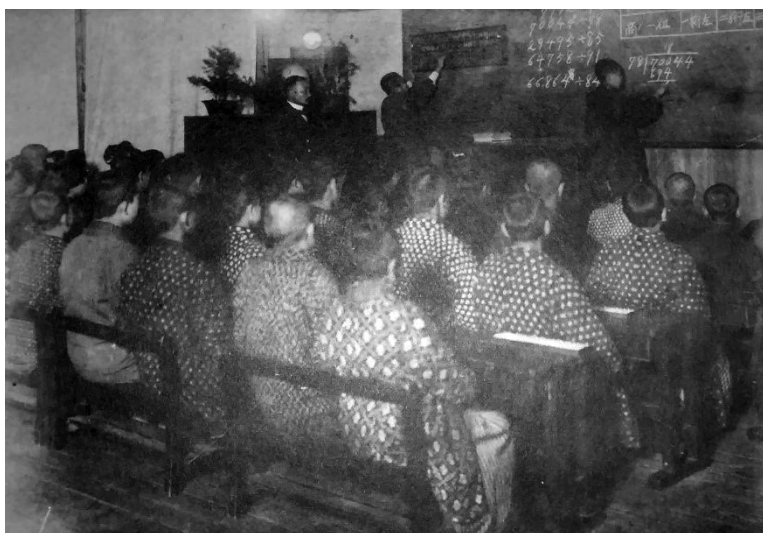


写真3 鮫ヶ橋尋常小学校第6学年夜学部での授業の様子

(出典: 『東京市鮫橋尋常小学校卒業記念』, 1918年)

#### 4. 4 三笠小学校による教育的対応

1903 (明治36)年に本所区の三笠小学校が開設され、当初は2学級編制で児童数116名であった。本所区の三笠小学校では「身体の動作が頗る不活発で、運動が敏捷ではありませんことで、これは恐らく栄養が十分でない」「精神上においても感動が鈍い」などの子どもの健康・発達上の困難が挙げられている<sup>121</sup>。具体的には約24%の児童が「眼疾」に罹患し、約20.5%が「凍瘡」に罹患しており、「皮膚病」「耳疾」にも少なくない数の児童が罹患していることが示された<sup>122</sup>。

三笠小学校では「唯家計が困難だといふ部類の児童と、赤貧洗ふが如きの貧民の子弟とは、大に取扱上、異にすべき筈」で「唯家計が困難だといふ位の児童は、授業料を免除し、多少の補助をしてやればよいのですが赤貧洗ふ如き生活のものに至つては、中食一飯位は学校で支給してやり、尚進んでは、孤児院的に収容する」必要もあると述べ、子どもの生活実態に即した教育的対応の必要性を認識していた<sup>123</sup>。例えば、「一切修学に要する器械並に遊戯の具に至るまで貸与し尙週間に一回沐浴せしめ男児には一ヵ月一回理髪し女児には尙週間に一回結髪」の実施に加えて、「生徒の疾病創傷等に罹るときは父兄の資力を以て医師の治療を請くること能はざる」ために、「学校の診療室に於て施療」し、三笠小学校では学校医と教師との協力で巡回治療を実施した<sup>124</sup>。

また同校では、米価騰貴などの貧困層の生活難に応じて「白米廉売」「残飯の給与」「蚊帳の貸出」「洗濯」などの生活改善につながる配慮を実施しており、1912 (明治45)年の米価騰貴に対して、50名の児童に昼食を給与し「寄贈米を以て校下全部の家庭に対し」て白米の廉売を実施し、児童「随分不潔」「汚穢の服装」に対して「校内に洗濯の設備」を整備するなどの生活の維持が優先された<sup>125</sup>。

学習上の取り組みとしては「本校ニハ三時間ヲ四回ニ分チテ教授」するなど、子どもの注意力などの特性に配慮した教授上の工夫を行い、教科目は修身・国語・算術・体操・唱歌・図書だが手工科も導入している<sup>126</sup>。また在籍児童の実態として「学力性行に非常な懸隔がある」ために、1909 (明治42)年より多様な学習困難をもつ子どもの特別学級を「三四学年各八名二学年十四名の三組」で編制した。

三笠小学校が開設された本所区では、煙草製造所、玩具製造所、紡績会社など多数の工場が開設されていたこともあり、児童労働が常態化しており「日々欠席多く一割以上に及」び、「入退学最も不秩序にして四月以降今日迄既に一百十九人の退学生」があったと報告されていた<sup>127</sup>。このように同校では児童労働による「中途退学・不就学」が目立つために、「日清紡績及び鐘淵紡績の如き大会社あり、労役者の便宜最も多」く「生徒等に利益ある作業を考究」することとし<sup>128</sup>、同校で実施された特別作業として、工場や商店を請負先にして、それぞれの児童がマッチ箱詰、ガラス製造、時計製造、紙箱張、玩具細工などの内職作業がなされた<sup>129</sup>。卒業生の多くは煙草製造所、玩具製造所、紡績会社などに就職し「十四歳にして既に日當二十五銭を得一ヵ月優に七円五十銭を稼」いでいた<sup>130</sup>。

#### 4. 5 玉姫小学校における教育的対応

玉姫小学校は、1905 (明治38)年に浅草区玉姫町に開設され、3学級編制で全部二部教授がなされた。同校の新入学児童の実態として、83名中に「片仮名5つ位」読めるものが44名と多く、数え方としては20まで数えられる子どもが40名程度、「身体上に故障あるもの」は、「視力」に1名、「聴力」5名、「発音」3名いたことが示されている<sup>131</sup>。

1906 (明治39)年において、出席児童325名中に「眼疾」が50名、「凍瘡」が71名、「皮膚病」に44名が罹患しており、毎週2回学校医による治療が実施され、毎週1回の入浴、定期的に理髪も実施されていた<sup>132</sup>。子どもの体格の標準にしても1911 (明治44)年の調査によれば、児童550名中に体格「強」が87名、体格「中」105名に比して体格「弱」が358名と圧倒的に多いことが報告されている<sup>133</sup>。

低年齢の段階から児童労働に従事する子どもは少なくなく、児童83名中「手伝」するもの29名、「子守」するもの45名、「内職」するもの5名と、同校では低年齢から、家庭内での労働に従事する子どもも少なくなかったことがうかがえる<sup>134</sup>。こうした家庭生活環境や健康状態から次年度に進学できるものは少なく、526名中176名の進級が困難であることが示された (表8)。

1911 (明治44)年に玉姫小学校は浅草区の大火災によって焼失し、翌年に新築校舎が建設される。大火災の際には特殊小学校後援会が臨時出張所を設けて、「同校就学児童中惨状甚シキ児童ニ対シ先ツ衣類等ヲ給与シタルモ其惨状観ルニ忍ヒス」「児童及保護者収容所トシテ臨時応急ノ共同長屋」を建設し「職業紹介」「通俗



表9 1911（明治44）年度の玉姫小学校の進級状況

	在籍児童数	進級可	進級困難
男	277	190	87
女	249	160	89
計	526	350	176

（出典：東京市浅草区役所（1914）『浅草区誌』下巻，p.111）

教育会」の実施もなされた<sup>135</sup>。

玉姫小学校の新築落成に伴い特殊小学校後援会初めての事業として「託児所・作事場」の開設が検討され、託児所や廃物の改良販売が可能な作業場の開設が実施された<sup>136</sup>。さらには新築校舎が建設され「収容児童に比し教場の数頗る余裕有る」こととなったが、「普通小学校の如く同一学級の児童を午前より午後に涉りて教授する事は彼等が多少の賃金を得て家計を補助するの便無き為め」に、「児童の子守」に対しては「児童が遊惰の悪風習に染まん事を憂」い、「校内に託児所」を設置した<sup>137</sup>。校内に開設される託児所については、「時間を見て小児を寝かせてやる」「蒲団の設備も無ければならない」「飯も食べさせる」「哺乳もする」「斯くて一日小児を預つて、母親が一日の内職が安心して出来る」ような設備や支援体制が整えられ<sup>138</sup>、乳幼児の発達を促すものであったことがうかがえる。

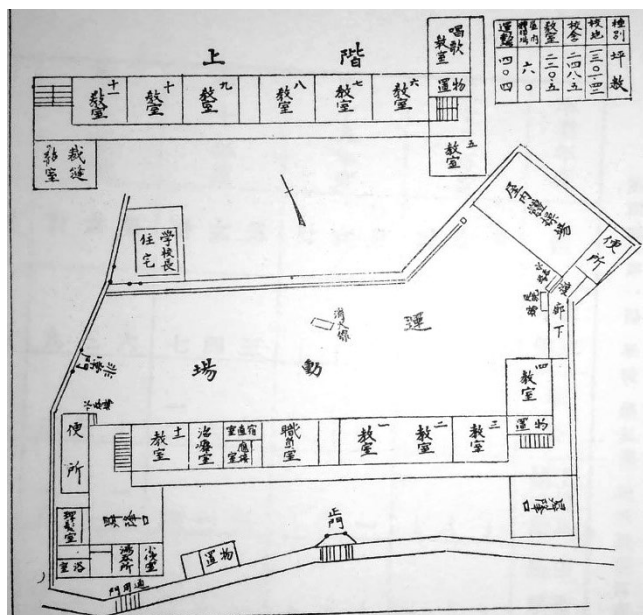


写真4 新築された三笠小学校の見取図

（出典：東京市浅草区役所（1914）『浅草区誌』下巻，p.108）

玉姫小学校では夏季休業中においても児童の出席が求められ、昼間部では午前8時から12時まで、夜間部では午後6時から8時までの時間帯で「尋常小学校教科の復習」「合同体操」「作法実習」「趣味講話」「水浴」「特別作業」を実施した。夏季休業中には「当校児童の家庭の通弊たる不規則なる生活に流れ身体並に精神に悪影響を受くること多」いが、「日々復習及運動をなさしめ」「特別作業に依り多大の収益を得」て「児童の健康と修養とに資益した」と報告されている<sup>139</sup>。

#### 4. 6 芝浦小学校における教育的対応

1906（明治39）年5月に大規模スラムの芝区新網町に芝浦小学校が開設され、翌年4月には長島富秀が校長に就任し、5月から授業を開始する。当初の児童数は男164名、女性128名の計292名で、1909（明治42）年4月には児童数440名、8学級へと拡張し、新5学年生に対して夜間教授を実施することとなる。修身、国語、算術、体操、唱歌、図書に加えて「追々手工をも加設する筈」とし、他の特殊小学校と同様に「毎週二回

の診療」「一回沐浴」「三回理髪」等の子どもの衛生面の配慮も実施した<sup>140</sup>。

芝浦小学校でも他の特殊小学校と同様に「開校の当時児童等は入学を勧誘せし時は、父兄等動もすれば大きなお世話だとは言はれぬ許り間々反抗的の模様」であったために、「児童生計の一助にもと学校より煙草工場に交渉して女生徒の半日労役を約」し、「生活難のため男児童の退学を申し出づるもの続々ありしかば是非共之を救済したきものとして又た煙草工場に交渉し巻煙草仕上の作業に就かしむる」など、近隣の工場との連絡を密にとるなどの配慮を行った<sup>141</sup>。

学校医の田中武助が1907（明治40）年から身体検査を実施し、「眼疾其他二三疾病の状況」について「全く衣服及住居等の非衛生」であるために、児童の16.2%はトラホームや結膜炎などの「眼疾」に罹患し、8.2%は湿疹や白癬などの「外被病」を有していることが示されたが、「体格は四十年度に於て強健者五〇%なりしもの、漸次善良に向い、トラホームは体格の如く著しく良好に向ふの結果を見ずと雖も、概して減少」するなど、同校の取り組みを通して子どもの健康面においても改善がみられた<sup>142</sup>。



写真5 芝浦小学校での授業の様子  
(出典：『卒業記念写真帖』1914年)

#### 4. 7 絶江小学校における教育的対応

1909（明治42）年6月に麻布区本村町に代用慈育小学校の事業を引き継ぐ絶江小学校を東京市は開設した。同年10月に絶江小学校の開校式を開催し、赤城小学校訓導であった森利平が校長を務め、当初273名の児童が在籍し4学級を編制した<sup>143</sup>。1910（明治43）年には8学級475名、1911（明治44）年には9学級600名、翌年1912（明治45）年には第5・6学年を対象とした夜学部が開設される<sup>144</sup>。

同校では芝区白金三光町、麻布区新広尾町の木賃宿街など麻布・芝周辺の都市下層を対象としており、他の特殊小学校と同様に「授業料を免除し、学用品を給し宿舎を給する」「教育的救済法」を実施していた。加えて「白米を廉売して児童家庭の困窮を救ひ為に児童の欠席を少からしめ又退学者を防ぎ及未就学者を就学せしむるなど是亦教育上欠くべからざる救済法」として「白米廉売法」も実施した<sup>145</sup>。

麻布に住む庶民層・貧困層にとって米価騰貴の影響は大きく、「普通小学校児童家庭に於てさへ絶食者を出さしむるの時に当り其生活状態実に困難の極度に達せるもの少からず」「日々の食料に供するものは外米、残飯（軍隊の払下げ）饅頭屑、オブラート屑等を以て僅かに飢を凌げりために一日一回昼の工場弁当のみを以て数日続ける父兄もある」ような状況であった。こうした状況に対して校長の森利平は、「家庭生活難のために児童の廃学するもの或は欠席者遅刻者の多くして教育上に至大の障害を及すべきことを予想し之が予防策を講ぜんとし各学級担任訓導と共に日夕家庭を訪問し以て其生活の状況を視察して或は慰籍を与へ或は発信を促し「白米廉売法」も併せて実施した<sup>146</sup>。「白米廉売法」実施後には、「児童の欠席退学を少からしめたるのみならず児童衣服の清潔になる」「典物を受けたり為に負債を果せり為に若干の貯金をなせり」というように、

中途退学が防止されたとともに子どもの生活改善にもつながったことが報告されている<sup>147</sup>。



写真6 絶江小学校における「子守教育」の実践

(出典:『少女画報』第1巻6号, 1912年)

同校では在籍児童中に子守児童が多くいることから、月に一・二回、子守に必要な訓話・唱歌などを教え、幼児の品性の善良を希望して運動娯楽等の場を設けた<sup>148</sup>。とくに校長の森利平は群馬県や長野県で盛んに実施されていた子守教育の視察を実施し、「東京市の如きは彼の特殊教育の設備あるにも係らず教育不足なる子守の多数なるは実際に徴して明かなり」「子守は従来の習慣上単に幼児の監護に任し危険を防ぐのみの役目の如く見ゆれども」「児童入学前に於ける保育の必要」があること、「子守本人の義務教育補修」にとどまらず、「子守学校をば幼稚園保育場及託児所を兼ねたる一の保育学校」と発展させる必要性について言及している<sup>149</sup>。

#### 4. 8 林町小学校における教育的対応

東京市は特殊小学校の拡張計画の一環として、1910(明治43)年に元東洋植民学校校舎を購入し、東京府青山師範学校訓導の藤岡真一郎を校長に抜擢し、小石川区の林町に林町小学校を開設する。林町小学校はこれまで東京市内にて開設された特殊小学校と異なり、「普通の小学校と同じ種類のを市の直営として設けられたもので之を特別小学校と呼び、「当時東京市当局の意向としてはすべての小学校を市の直営となし、各区夫々区々の差別的経営となつてゐるものを一手に統制しようといふ考」があったために、「其の先駆として試みられた」<sup>150</sup>。

同校では通学区域を林町の一部、西丸町の一部、白山御殿町の一部、大原町、西原町、丸山町、宮下町、氷川下町に指定して、明化小学校に在籍する第4学年の児童を林町小学校に就学するように促したが、当初は「寄席を借りて学校反対の演説会を開いた」ことにも示されるように、就学督促は順調には進まなかった<sup>151</sup>。また通学区域指定された氷川下町や白山御殿町は小石川区を代表するスラムであったことから、貧困層や都市下層を含めた多様な階層の子どもへの教育対応が求められたと推測される。校長の藤岡真一郎は「従来の歴史ある学校から前記の如き見すばらしき新設学校に移ることを好まぬ」ために、「林町小学校に入学を指定された者は一人残らず転移するやう尽力を懇請し」、教師が手分けして家庭訪問を実施して、「将来大に奮励して立派な学校にするから」と言って説得した<sup>152</sup>。

このように林町小学校では多様な階層の子どもの就学を促し、子どもの実態に応じた教育的対応を行うために、「自学自習カードと予習復習の時間設置」「校内校外自治訓育の実施」「夏季林間学校」「夏季休暇中の学校開放」「少年団の組織」「毎年元旦伊勢神宮参拝」「促進学級の設置」などの取り組みを展開した<sup>153</sup>。同校では従来の特殊小学校でなされてきた取り組みも実施しており、「読本、手本、筆入」「算盤、硯、皮草履、傘、裁縫箱」などを給貸与する「給貸与品取扱規定」を定め、子どもの貯金について「貯金規則」が定められてい

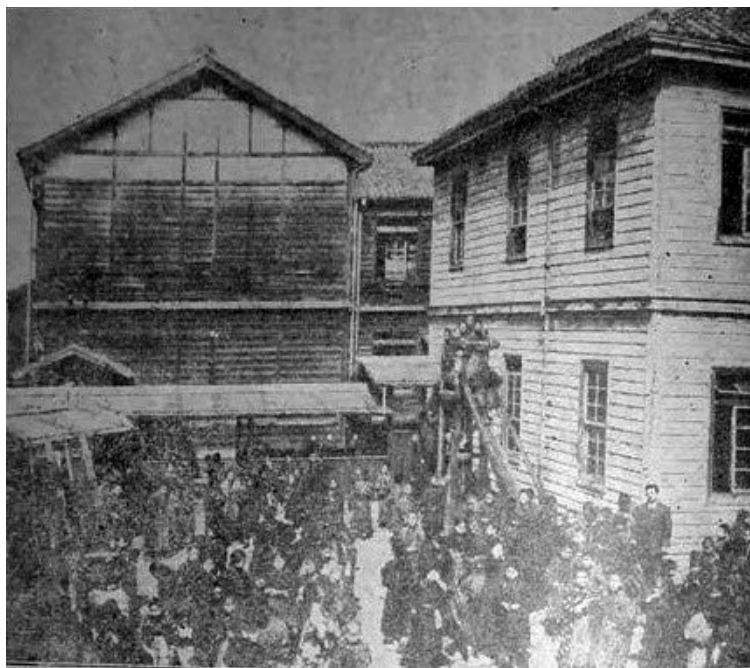


写真7 林町小学校の校舎と児童

(出典：東京市林町尋常小学校『学校と家庭』第20号，1920年)

る<sup>154</sup>。また，一般的な養護の一環として「伝染疾予防法及消毒」「理髪」「入浴」が実施されており，「理髪」に関しては「家庭に於て適当なる理髪をなさしめざる児童ある時は直に通知をなし理髪を促し」「なし得ざる児童には学校に於て理髪をなす」など浴室や理髪室等の設備も備えられていた<sup>155</sup>。

学習面は児童中心主義に基づいた自学主義の観点から，「予習復習学習」を徹底して実施した。「疑問を懐抱し大なる期待心を以て書を読み講演を聴くの甚だ有益」であるとして「予習法」を開始し，「従来質問の皆無なりし児童が今日に於ては続々有益なる質問をなす」「従来の受動的なりし学習が，今日に於ては能動的学習となるいた」ったという。とくに「劣等児に対しては予習時間中に於て特に下教授をなし置くを以て」「教授上の便宜を得る」こととなるとして，多様な学習困難を有する子どもへの教育的対応としても有効であることが示された<sup>156</sup>。こうした「予習復習学習」をベースに，「予習復習実施の結果特に時間の経済を計らざるべからざるの必要に迫りて五六学年児童の教室出入方法を改め」，その一環として「自治法」を促進し，「五六学年に限り全然教室の出入を彼等の自由に一任」することにした<sup>157</sup>。

1912（大正元）年より林町小学校では「暑中休暇を利用して身体薄弱児の健康増進」を計るために林間教授を実施し，「雑沓なる市街地」を離れて「身体の健康」を増進させるとともに，「体操及心理試験」「算術カード練習」「林間逍遥」「自習」「運動」「水泳及水浴」などの多様な学習支援を実施した<sup>158</sup>。林間教授について6学年担任の橋本熊太郎が「力の弱い者」少数を対象とし，約2週間程度，植物園や「廃兵園」「瀧野川園」などに訪問し「算術の国語のカード」をもとに予習復習を実施したことが発端で，1917（大正6）年には橋本訓導に加えて，訓導の古沢岩三郎，前田三郎も林間教授を実施する。加えて同年に，林間教授では期間が短いとして，「午後学校」を一ヶ月間実施し，運動や相撲，午睡，勉強などを実施し，「午睡」の重要性を心身の疲労回復の点から強調している<sup>159</sup>。林間教授を主導した橋本は「貧民の子弟に劣等児童が多く」「学校へは出したいの山々だが父兄外に業に励むために「自然々と栄養は不足し，行は荒び，次第に低能の児は日々其の数を増すに至る」と述べており<sup>160</sup>，学習困難児の健康・生活の改善も含めて林間教授を取り入れていたことがうかがえる。

1917（大正6）年に入学児童の身体検査を含めて，各種調査を実施した。入学児童174名中「姓名を書き得るもの」61名，「住所を云ひ表し得るもの」90名，「数の観念」117名，「本校名を云ひ得るもの」174名という結果が示されているが，子どもの個性や発達を十分に調べてから，教育にあたることが目指された<sup>161</sup>。

また林町小学校では多様な階層の子どもが就学していたため，他の特殊小学校のように「特別作業」「職業訓練」などは実施されてはいなかったが，6学年児童に対しては，卒業後に「引続き学校教育を受け」る児童

と「直に実業方面に入る」児童がいるために、子どもの進路先に応じた教育的対応を実施した。実業を志す児童には「珠算、受取書類、日用文等を多く練習するとか、看板の文字広告等の読方日用品などの名称を授くる」などの対応がなされた<sup>162</sup>。

東京市の教育改善事業の一環として、1920（大正9）年に林町小学校に「促進学級」が開設されるが、学級の在籍児童数をできる限り少なくし、学習困難児を中心として「児童と個性の能力に応じた適切な教育」を実施する先駆的な取り組みであり、その根幹に子どもの発達や健康に応じた特別な教育的対応があった。

このように林町小学校で取り組まれた教育実践は多岐にわたるが、子どもの発達や健康状態に応じた丁寧な教育的対応がなされており、こうした取り組みは「促進学級」編制とそこで「特別な教育的対応・配慮」へと収斂されていくものと捉えうる。

#### 4. 9 菊川小学校における教育的対応

本所区の菊川町に開設されていた代用私立小学校の「私立菊川小学校」が1912（明治45）年に廃止されることに伴い、東京市営の特殊小学校として新しく「菊川小学校」が開設される。菊川小学校では「嘗て在学せし其の学校数は實に五十九校の多きに及び、内二割は当時廃校せし区内の私立小学校より来」るもので、当時の代用私立小学校が廃止されるに伴って、転校を余儀なくされた庶民層・労働者・都市下層の教育的対応を実施するものとして開設され、授業料は無償で学用品の給貸与も実施した。1912（明治45）年の授業開始時には、児童数は743名、学級数14学級編制となり、その後も児童数は増加の一途をたどった（表10）。同年に菊川小学校内に本所第四夜学校が開設され、1916（大正5）年に同窓会事業として女子卒業生のための裁縫補習科が開設され、正課外の科目として手工、商業、英語等の教授もなされており、子どもの実態に応じて教育課程の編成を実施した<sup>163</sup>。

表10 菊川小学校の児童数・学級数・教員数の年次変化

年次	児童（男）	児童（女）	学級数	教員数
明治45年	399	344	14	15
大正2年	422	398	17	21
大正3年	440	420	17	21
大正4年	454	450	17	20
大正5年	490	489	17	19
大正6年	498	506	16	18
大正7年	515	500	17	18

（出典：本所区（1931）『本所区史』, pp.157-158）

菊川小学校の卒業生は、「菊川町に小学校が新設され転校希望の者は申し出る様に」との話があった時に「美食を好んで宵越しの銭を残さぬ父の為母の苦勞を常に見ていた潜在意識」が働いて転校を希望したが、「洋服着用は勿論、袴さえはかなかった児もあり、鼻で光った筒袖を来ていた。筆者も含めて余り裕福の家庭の児ばかりではなかった」、一方で「二階建の新しい当然木造で防腐材が塗ってあった校舎」を誇りとしていたと振り返る<sup>164</sup>。

同校では、全体的に「学力も種々雑多」であるために「教授訓練の困難なること実に甚だしく教師は如何に努力するも、只徒に児童の心身を疲らす」ために、「学力に基ける学級編制を断行」し、学力考査や身体検査を踏まえて「各学年男女を混合して、優中劣の三ヶ学級宛に分ち、優級は七十、中級は六十五、劣級は四十五人」とするなど、多様な学習困難を持つ子どもへの教育対応を実施していた<sup>165</sup>。また六代目校長の佐藤忠は、在籍児童の労働実態を踏まえ「午前は勉学に費やし、午後は勤勞に服する」ものを対象として、復習時間と休息を確保するために「朝の始業前と特に定めたる三時間の復習時間」を設定する「勤勞学級」を開設している<sup>166</sup>。



写真8 菊川小学校の裁縫補習科の授業

(出典：菊川小学校二十周年記念協賛会『開校二十周年記念誌』, 1979年)

#### 4. 10 猿江小学校における教育的対応

猿江小学校は東京市深川区猿江町に1912(明治45)年3月に開設された。その他の特殊小学校と同様に授業料は無償であり、「書物、筆、紙」「草履、入浴石鹸」などの学用品や生活品の給貸与を実施し、「医療室」「屋内体操室」「浴室及理髪室」なども備えられ、授業時間は午前8時より午後2時までの5時間であった。同校には東川小学校に在籍していた285名と通学区域から新たに就学した一年生の合計523名が入学しており、1926(大正15)年には965名にまで増加している<sup>167</sup>。1922(大正11)年に深川区内の火災によって校舎と校長宅が全焼した際に、コンクリート三階建ての校舎が建設され児童用の浴室も備えられており、子どもの教育改善の一環として建築された。

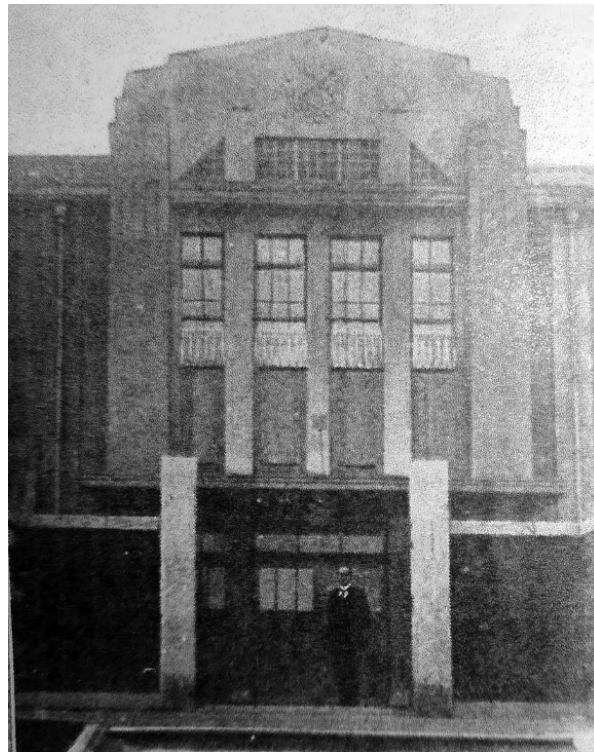


写真9 猿江小学校の鉄筋コンクリート校舎

(出典：深川区史編纂会『深川区史』上巻, 1926年)

この時期に同校校長であった坂間惣重郎は「学校で努力する處のものが校門外でも学校と同様の方針で児童を導いて行くやうに」する必要があるとして、「学校で社会訓練をなすべく其訓練の箇条を教へ、且つ実行すべく奨励し、又之れを家庭に通告して訓練して貰ふやうに依頼」するなどして、学校だけでなく家庭や社会において子どもを支援していくことを強調している<sup>168</sup>。同校小学校訓導の坂本勝太郎は「心身の発達に遅速がある小学校に於て同年齢の児童を同一教師が教授しても同一の成績を得られ」ないために「小学校では成績丁以下の児童を停級」にすることが通例となっているが、「一学年間に於ける一、二学科の成績不良を以て直ちに停級せしむるは餘りに軽率な断定である」とし、「劣等児を救済し停級なからしめんには教師が尽し得るだけの努力と親切熱心」「時間外の特別教授、複式教授、世の所謂分団式教授等、些少な教師の工夫努力研究」を実施する必要性を強調している<sup>169</sup>。

## 5. 特殊小学校における「特別学級」の開設と「特別な教育的対応・配慮」

東京市に開設された特殊小学校では貧困層を含めた多様な教育困難をもつ子どもへの対応がなされていたが、就学の定着に伴い就学児童数は年々増加し過大規模化するために適切な教育的対応が困難となっていた。また大正期を迎えると複数の特殊小学校では貧困層から中間層まで就学することになったために、子どもの実態に応じた教育が難しくなる。

万年小学校でも「兄弟姉妹数名の当校卒業者ある家庭頗る多」く、「生活上の面目一新子弟を普通小学校に通学せしむるに至れる者年を逐ふて増加」したために、「更に進んで最下級生活者の就学并其半途廃学防止の途を確立し以て本市に於ける此種学校創立の本音」を全うするためには「断然学級数減少」が必要であると主張している<sup>170</sup>。こうした状況も踏まえて多くの特殊小学校では「特別学級」の開設を通して子どもの特性と発達に応じた教育が目指された。万年小や三笠小に開設された「特別学級」をはじめ、菊川小「勤労学級」、霊岸小「木賃宿児童救済学級」、芝浦小「水上児童学級」、林町小「促進学級」、太平小「補助学級」が開設される。

表11 特殊小学校に開設された多様な困難をもつ子どもの「特別学級」

万年小（下谷区）	「心意発達の程度が一般に劣等であり、且つ不規則」な子どもの「特別学級」開設
三笠小（本所区）	「学力性行」等に困難をもつ子どもの「特別学級」開設
菊川小（本所区）	能力別学級編制、多様な学習困難をもつ子どもの「特別学級」、労働児童のための「勤労学級」開設
太平小（本所区）	「低能児」の「特別学級」開設
林町小（小石川）	「劣等児」の「林間教授の実施」や「促進学級」開設
霊岸小（深川区）	木賃宿児童の「木賃宿児童救済学級」開設
芝浦小（芝区）	水上児童の就学を促すための「特別学級」開設

万年小学校では1905（明治38）年に「心意発達の程度が一般に劣等であり、且つ不規則」な子どものために特別学級を編制し、「腰掛に倚れるもの」「砂上に蟄居するもの」「口論を始めつつあるもの」「なぐり合をなせるもの」「後ろを向くあり遠く列を離れんとする」ものなどの多様な教育的困難を有する子どもが在籍していた。一方、「習字算術をさせて居た間のみは極めて真面目」「傍にある植込に至つては葉一枚をも傷つけない」という子どもの実態も把握され、こうした長所に着目しながら「適当なる作業を以て」「彼等を高尚なる教育に導く」などの教育的対応がなされていた<sup>171</sup>。

添田知道の『小説教育者』によると、特別学級担当訓導であった小山はなは、特別学級に在籍する子どもの問題行動に戸惑うが「子供らはその成長に、当然享くべき注意も愛護も、ここでは享けられない」「子供らが家庭の愛情に飢えてゐる」として、子どもの「表現がいかにも厭はしく、不潔なもの」であっても「それもまたあの子らの持つ環境そのものの現れ」であると述べており<sup>172</sup>、子どもの発達や生活実態に応じた丁寧な教育的対応がなされていた。

鮫ヶ橋小では「特別学級の設備がない。否、以前は有つたが都合によつて之を廃した」とされ、その背景として「鮫ヶ橋の児童には、かかる病的の児童が殆んど絶無」であったと言及されるが、在籍している児童全体

に対して子どもの健康や発達に応じた教育的配慮がなされていたことがうかがえる<sup>173</sup>。

本所区の三笠小学校では開設当初より子どもの学習困難に配慮して「本校ニハ三時間ヲ四回ニ分チテ教授」したり、手工科・裁縫科の実施も行っていたが<sup>174</sup>、在籍児童の実態として「学力性行に非常な懸隔がある」ために、1908(明治41)年より特別学級を「三四学年各八名二学年十四名の三組」で編制した。特別学級に在籍する子どもは「彼等の注意は散漫である」「自分の事よりも他の事に気を奪はるる」など集中力に欠け、「心に余裕がないから物を正しく且つ多く受け入れることが出来ない」「彼等は由来親切といふことを味つたことが無い」「生活に追はれ、イライラして居る」「風呂敷も堅結でなければ出来ず、掃除をさせても塵が一所に纏らない、甚しいのは鼻汁さへよくは拭き取れない」などの多様な教育的困難を抱えており、「彼らの恐怖心を緩和して悠揚たる態度を持する様に仕向くる」「欠席した子があれば、出席を促す文を綴らしめ病気の子があれば之を思いやる文章」を書かせるなどの対応を行っていた。こうした特別学級での取り組みを通して、「毎学年の終りに於て之を普通学級に送つたが、次年度に於ける成績は、其学級の再劣等者ではな」くなるような発達や成長がみられ、「職業的作業を課したる数人の学科の成績が、俄かに進歩して来た」「身体検査の結果の總てが前年より格段なる発達を示した」ことが報告されている<sup>175</sup>。

本所区の菊川小学校では、全体的に「学力も種々雑多」であるために「教授訓練の困難なること実に甚だしく教師は如何に努力するも、只徒に児童の心身を疲らす」たすことから、「学力に基ける学級編制を断行」することにし、とりわけ学習上の困難を有する子どもについては、「保護者の同意を得て、別に設くる所の特別学級に編入し、特殊の教育を施し」た。学力検査や身体検査を踏まえ「各学年男女を混合して、優中劣の三ヶ学級宛に分ち、優級は七十、中級は六十五、劣級は四十五人」とするなど、学習上困難を持つ子どもの学級定員数は少なく割り振られており、「この分類たるや敢て絶対不変のものにあらず」とし、子どもの実態に応じた学級編制であったことがうかがえる。こうした対応を通じて、「児童は教材の適切なるが為に学習の興味を感じ、特に学力上自己を圧伏するものなく」「優中劣各々其所を得たるを喜」ぶようになり、「年齢、體力、智力、境遇等の近似せるものを集めて教授するは、其の然らざるものを雑然と集めて教授するよりは、遙に容易」であると報告されている<sup>176</sup>。

同校では児童労働の現状を踏まえて、児童が「午前は勉学に費やし、午後は勤労に服する」ことを認め、復習時間と休息を確保するために「朝の始業前と特に定めたる三時間の復習時間」を設定する「勤労学級」を開設した。「勤労学級」では「作業に従事する時間」を「午後一時より六時迄の五時間を以て最大限となし」て、「硝子選分」「靴紐先金付」「ボール箱張」などの「学校附近或は居住地に近い所の工場を選」んだうえで、「『学校の児童なり』といふ注意の下に取扱ふ」ように依頼するなど、子どもの生活や健康に配慮しながら職業の斡旋を行った。こうした取り組みによって、「夜間十分の安息を得て」「児童は頗る自治的に訓練され」、疾病者数も「甚だ少な」くなったこと、「低能児も漸次理解力を生じ、自然学科にも影響するばかりでなく自己に適したる作業さへ与ふれば、却て普通児よりも成績佳良」となったことが報告され、労働賃金の取得に加えて子どもの健康や学業の向上にも功を奏したことがうかがえる<sup>177</sup>。

芝区の芝浦小学校では、1921(大正10)年に「芝の潮留から芝浦海岸まで、金杉橋から麻布一ノ橋までの海岸川岸に一ヶ月の中十五日以上停船するやう艇の根拠を定める者の児童」など、船を住居として生活する子どものための特別学級を開設した<sup>178</sup>。水上で生活する子どもは「陸上家庭の児童と異り、出席歩合の平衡を期し難」く「両親の艇を離れて陸上の親戚若くは知辺の家から通学する」必要があるために、「水上児童」の就学を促すために特別学級の設置が不可欠であったが、子どもの就学が安定するとともに特別学級を廃止し「一般児童と一緒に教授する」など通常学級への統合を実施することとなる<sup>179</sup>。こうした「水上児童」は「父母の職業とその境遇」から「行儀が悪く、気風が粗野」で「学校から無料で給与される学用品を濫費する」などの教育的困難を有していたが、ここでの取り組みによって「日を重ねるにつれて匡正され」たと報告されている<sup>180</sup>。

深川区の霊岸小学校に開設された「木賃宿児童救済学級」では、「不完全な住宅で、不良の環境で、無教育の保護者と共に、不足の生活を継続」してきた多様な発達困難をもつ子どもに対して「養護、訓練、教授、救済、保護」などの対応が実施された<sup>181</sup>。この学級は2学級開設され、担任は訓導の椎名龍徳と近藤堅三が務めた。在籍する子どもの実態として、「生活の圧迫や、如何に不良の環境や、如何に無理解で感情的なる両親のために、可憐なる児童が虐げられて居るかに啞然たらざるを得ない」と報告されるように、多様は発達上の困



難を有していた<sup>182</sup>。具体的には、「無知なる両親に無理解の叱咤を受け」「警察の厄介となり」「生活困難のために青物市場の屑大根で生活し」「私生子が生まれたと悲しむ」など、家庭・生活面においても多くの困難を抱えており、こうした児童に対して「之を一面に教育し、一面に於て慰安し、一面に於て救済」を行った<sup>183</sup>。

木賃宿児童救済学級を担当した近藤堅三は、木賃宿から通う児童のなかには「兎に角悲惨極まる異常児は確かに多かつた」と振り返り、「彼等に則した指導を試み」て、「荒さんだ彼等の性情陶冶にも、彼等が生くべき職業指導にも、教材の選択にも、身体鍛錬の方法にも、研究学級として立案のもとに自由」に行うなど、子どもの実態に応じた教育的対応を実施したと述べている。

「貧児は先づ喰ふことの道を深刻に考へねばならぬ」として「学校の教育も彼等の実生活を離れては其の意義をなさなかつた」ために「努力・勤勉・労働好愛の精神等の訓練に主力を注」ぎ、「身体の方面に於て体力増進、栄養補給、病弱児指導、疾病治療等も、彼等の生活上一層の注意を払」い、「生活の苦難は幾多常識方面に欠如する所があつたので、国定教科書方面の教材選択」の取り扱い上の工夫、「先づ彼等に生きるの道を授くる」「低能児指導に職業教育を試み」た。

さらに近藤は、「細民児童の不良性は、大抵其の環境や其の生活苦の賜物である」ために、「児童の外に現はれた行動を、其の儘行動として取扱つてはならぬ」として、「私共が家庭を訪問し其の環境を調査し、其の子供の個性を調査した時に、始めて児童の行動の根ざす所も発見せられる」と言及するなど、家庭訪問や個性調査を通して、子どもの問題行動の背景にある教育上の困難に目を向けていた<sup>184</sup>。

1920(大正9)年に東京市の教育改善事業の一環で、林町小学校に「促進学級」、太平小学校に「補助学級」の設置がなされ、こうした取り組みをもとに、1922(大正11)年には東京市内の18校の尋常小学校に多様な学習困難をもつ子どもの特別学級が設置される。東京市の事業として発足した林町小「促進学級」、太平小「補助学級」ではあったが、林町小学校では明治後期から取り組まれた「予習復習学習」や「学習困難児のための林間教授」「子どもの発達・健康に関する各種調査」、太平小では開設当初から校長・吉田圭による発達の遅れや悪癖・非行等の困難をもつ子どもへの対応が1920年代の「特別学級」開設の素地をつくったものであった。

これまでの明治期の特殊小学校を対象とした先行研究では、下谷区の万年小学校での特別学級の取り組みが特筆されてきたが<sup>185</sup>、それ以外の多くの特殊小学校において多様な学習困難を持つ子どもの「特別学級」が開設されていたことが明らかにされた。とりわけ大正期に入り、多様な階層の子どもが就学するにつれて、子どもの実態に応じた特別な教育的対応が必要となり、様々な形態の「特別学級」が開設されていたことも示された。

## 6. おわりに

本稿では、1900(明治33)年の小学校令改正以降、東京市による公立尋常小学校の増設や就学督励策の推進がなされるなかで、公立尋常小学校とは別種の小学校である「特殊小学校」「特殊夜学校(夜間小学校)」による多様な教育的困難をもつ子どもへの「特別な教育的対応・配慮」の実際を明らかにした。

明治後期から大正前期における東京市では、公立尋常小学校では教育的対応が困難であった「貧困・児童労働・不就学」等の子どもへの教育支援について、授業料無償・学用品貸与を実施する特殊小学校や特殊夜学校(夜間小学校)、工場内学校などの多様な初等教育機関が対応し、初等教育の普及に大きく貢献したことが示された。1906(明治39)年から各区に開設された特殊夜学校(夜間小学校)では「貧困・児童労働・中途退学」の子どもの就学を促すために、「学年を2年制に短縮し」「教科を原則として3教科に限定」するのに加えて、家庭訪問を実施し家庭生活そのものを改善する取り組みがなされたことが示された。

川向(1972)は、こうした特殊夜学校(夜間小学校)について、児童労働の存続をより容易にするために発足したものとして捉え、「低位にして簡易な教育」であると捉えたが、本稿ではこうした小学校でも子どもの生活改善や成長・発達に向けた取り組みが、限界を孕みながらも実施されていたことが改めて確認できた。

特殊小学校については別役や加登田が指摘してきたように、万年小学校や鮫ヶ橋小学校など多くの特殊小学校において、生活改善につながる配慮が実施され、児童労働に配慮した二部教授の実施や学用品・生活品の貸与・給与、入浴・診察治療、男女児童の理髪、小遣金の節貯、家庭訪問、職業訓練などが実施されており、こ

うした取り組みがスラムの子どもの就学を促したことが明らかとなった。

また本稿では、明治後期に東京市によって新たに開設された小石川区林町小学校、本所区菊川小学校、深川区猿江小学校の取り組みについて検討した。ここではスラムの子どものみ対象を限定せず、多様な階層の子どもの就学を受け入れており、従来の学用品給貸与や理髪・入浴の実施に留まらず、予習復習の徹底や林間教授の実施、鉄筋コンクリート校舎の建築など多様な教育的対応・配慮が実施されていたことが明らかにされた。加えて1910年代に入ると特殊小学校のこうした取り組みと貧困層の子どもの実態把握を契機として、東京市の指示のもと警視庁による貧困層の生活実態調査や児童教養研究所による貧困層の子どもの健康・発達に関わる調査も実施された。また初等教育機関による対応だけでなく、職業案内所や託児所の開設など社会事業や児童保護事業を通して貧困層の生活改善を実施する必要性も各方面から強調された。

とくに特殊小学校では1910年代以降、就学の定着に伴い就学児童数は増加し、貧困層だけでなく中間層も含めた多様な階層が就学することも踏まえて、子どもの実態に応じた教育的対応を目指して「特別学級」が開設される。学習困難児のための「特別学級」をはじめ「勤労学級」「木賃宿児童救済学級」「水上児童救済学級」などの多様な特別学級の形態が認められたが、在籍する児童の多くは貧困・疾病・健康問題・児童労働・非行等の困難を抱えていた。

さて1920年代の東京市では、貧困児童の学習・発達困難や退学・不就学の実態調査、二部教授・過大学級の解消などの小学校教育改善事業が実施され、多様な階層の子どものが就学しつつあった尋常小学校では就学奨励・学校衛生・職業教育などの社会的・福祉的機能が拡充し、その一環として「特別学級」が開設される<sup>186</sup>。小学校教育改革以外にも市内に拡大する児童教育問題（二部教授・過大学級・中途退学・不就学・貧困・児童労働・疾病・非行等）の解消を企図して保育所・乳幼児健康相談所・少年職業紹介所開設などの児童保護事業・教育救済事業も本格的に実施される<sup>187</sup>。

このようにして大正後期には、東京市による児童保護事業・教育救済事業の促進に加えて、尋常小学校においても福祉的機能の拡充や多様な「特別な教育的対応・配慮」が実施されるようになるが、明治後期から実施されていた特殊小学校・特殊夜学校（夜間小学校）で実施された「特別な教育的対応・配慮」がいかんにして引き継がれるのかを検討することが今後の課題となる。

## 附記

本研究資料作成にあたっては、東京都立中央図書館、公益財団法人野間教育研究所、港区障害保健福祉センター、新宿区立花園小学校、文京区立林町小学校、江東区立毛利小学校にて貴重な史料閲覧の便宜をはかっていただいた。記して感謝申し上げます。なお本研究は、科学研究費補助金「戦前の東京市における教育救済事業と特別学級編制に関する歴史的研究」（研究活動スタート支援，17H07227，2017年～2019年，石井智也）による研究成果の一部である。

## 註・引用

- ①前田博行・高橋智（2000）近代日本の学力問題と（補償）教育—日本特別学級史研究の批判的検討—，『東京学芸大学紀要（第1部門・教育科学）』第51号，pp.219-232，②前田博行・高橋智（2002）戦前期大阪市の特別学級編制とその基本的性格—日本促進教育史研究序説—，『東京学芸大学紀要（第1部門・教育科学）』第53号，pp.151-175。
- ①高橋智・石川衣紀・前田博行（2010）『戦前における鈴木治太郎の大阪市小学校教育改革と別な教育的配慮のシステム開発に関する研究』（史料・日本近代と「弱者」第1集：特別支援・特別ニーズ教育の源流・別巻），緑蔭書房。②石川衣紀（2012）戦前における鈴木治太郎の「適能教育」論の研究—子どもの「生活と教育の貧困」と特別な教育的配慮のシステム開発—，博士（教育学）学位論文，東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所。
- 東京都立教育研究所編（1995）『東京都教育史通史編二』，pp.43-52。
- 土方苑子（2002）『東京の近代小学校—「国民」教育制度の成立過程—』東京大学出版会，pp.188-189。
- 土方苑子（2002）同上，pp.189-190。
- 中川清（1985）『日本の都市下層』勁草書房，pp.26-41。

石井・高橋: 1900年代の東京市における「特殊小学校」「特殊夜学校(夜間小学校)」の開設と子どもの「貧困・児童労働・不就学」への対応

- 7 石塚裕道(1977)『東京の社会経済史—資本主義と都市問題—』紀伊國屋書店, pp.169-182。
- 8 東京都立教育研究所編(1995)前掲3), p.95。
- 9 別役厚子(1995)東京市「特殊小学校」の設立過程の検討—地域との葛藤に視点をあてて—, 『日本の教育史学』第38号, pp.154-173。
- 10 田中勝文(1984)義務教育の理念と法制—貧民学校から義務制を考える—, 『講座日本教育史』第3巻(近代Ⅱ/近代Ⅲ), 第一法規, pp.41-70。
- 11 石井智也・石川衣紀・高橋智(2018)戦前の東京市における子どもの「貧困・児童労働・不就学」の実態と教育対応—1900年小学校令改正までの多様な初等教育機関(私立小学校・小学簡易科・夜学校等)を中心に—, 『学校教育学研究論集』第38号, 東京学芸大学大学院学校教育学研究科, 石井智也・高橋智(2018)明治期の東京市における初等教育の普及と「貧困・児童労働・不就学」問題への対応—1900(明治33)年の小学校令改正以降を中心に—, 『SNEジャーナル』第24巻1号, 日本特別ニーズ教育学会。
- 12 山本正身(2014)『日本教育史—教育の「今」を歴史から考える—』慶應義塾大学出版会, pp.164-165。
- 13 国立教育研究所編(1974)『日本近代教育百年史』第4巻, p.866。
- 14 無署名(1900)東京市小学教育施設に関する建議, 『東京市教育時報』第2号, pp.32-37。
- 15 土方苑子(2002)前掲4), p.157。
- 16 無署名(1901)東京市学事情況, 『東京市教育時報』第9号, pp.41-42。
- 17 三橋傳蔵(1906)我が校に於ける教務の実際, 『日本之小学教師』第96号, pp.9-11。
- 18 石井智也・高橋智(2018), 前掲11)。
- 19 無署名(1901)学齡簿等点検, 『東京市教育時報』第11号, p.37, 無署名(1902)学齡簿調査, 『東京市教育時報』第18号, p.56。
- 20 無署名(1902)牛込区学齡児童臨時実地調査, 『東京市教育時報』第20号, pp.51-53。
- 21 無署名(1901)東京市学事情況, 『東京市教育時報』第7号, p.44。
- 22 石井昭示(1992)『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店, pp.99-102。
- 23 加登田恵子(1982)わが国における貧児教育—東京市特殊尋常小学校の成立と展開—, 『社会福祉』第23巻, pp.100-101。
- 24 佐藤秀夫(1972)明治期における小学校観の成立—小学校における課程編製の形成過程を中心として—, 『野間教育研究所紀要』第27集, p.120。
- 25 三宅鑛一(1912)東京ニ於ケル就学免除就学猶予トナレル児童及ビ特殊児童ノ数著シク多大ナルヲ知りテ此ノ種児童ニ対スル設備ノ益々急務ナルヲ論ズ, 『国家医学会雑誌』第306号, pp.49-56。
- 26 東京都立教育研究所編(1993)第16回東京市学事年報, 『東京都教育史資料総覧』第3巻, p.577-578。
- 27 中川清(1985)前掲6), pp.26-30。
- 28 中川清(1985)同上, pp.35-36。
- 29 石川惟安(1901)東京市の普通教育に関する統計調査, 『東京市教育時報』第4号, pp.55-56。
- 30 石田孫太郎(1903)貧民児童の家族的関係, 『児童研究』第6巻6号, pp.28-31。
- 31 別役厚子(1995)前掲9), 田中勝文(1965)児童保護と教育, その社会史的考察—東京市の特殊小学校設立をめぐる—, 『名古屋大学教育学部紀要』第12巻, pp.125-146など。
- 32 汀柳生(1904)特種小学校を紹介す, 『教育研究』第6号, p.95。
- 33 門外漢(1911)特殊教育の意義を究めて吾人の希望を述ぶ, 『都市教育』第82号, pp.24-26。
- 34 東京市教育課(1916)『東京市立小学校施設事項』, pp.1-5。
- 35 無署名(1909)特殊小学校後援会の設立, 『児童研究』第13巻5号, pp.107-108。
- 36 島根県安濃郡役所(1922)『東京市ニ於ケル学事状況取調書』, p.9。
- 37 島根県安濃郡役所(1922)同上, pp.9-10。
- 38 中川恒二郎・安西茂太郎(1902)東京市内ヲ疏通スル河水ノ衛生検査成績第一回報告, 『東京医学会雑誌』第16巻9号, pp.361-377。
- 39 神岡浪子編(1971)『資料近代日本の公害』新人物往来社, p.62。
- 40 農務省商工局工務課(1902)工場調査要領, 『生活古典叢書3職工および鉱夫調査』, p.72。
- 41 津田真激(1972)『日本の都市下層社会』ミネルヴァ書房, pp.114-145。

- 42 八濱徳三郎 (1914) 職工の家庭の研究, 『救済研究』第2巻5号, pp.55-56。
- 43 八濱徳三郎 (1914) 同上, pp.58-59。
- 44 八濱徳三郎 (1914) 同上, pp.55-56。
- 45 八濱徳三郎 (1914) 貧民窟の研究, 『救済研究』第2巻3号, p.59。
- 46 東園基光 (1918) 東京府下貧民の状態並に其救済, 『社会と救済』第2巻1号, pp.9-10。
- 47 生江孝之 (1913) 細民住宅問題に就て, 『慈善』第5編1号, pp.27-36。
- 48 杵淵義房 (1918) 歳晩細民窟を視るの記, 『社会と救済』第1巻4号, pp.60-62。
- 49 八濱徳三郎 (1914) 前掲45), p.69。
- 50 八濱徳三郎 (1914) 同上, p.67。
- 51 社会福祉調査研究会編 (1986) 『戦前日本社会事業調査資料集成』第1巻, p.89。
- 52 林町尋常小学校同窓会 『同窓会誌: 母校三十周年記念誌』, p.8。
- 53 東京市役所教育課 (1918) 『夏季休業中施設事項』, pp.1-58。
- 54 三田谷啓 (1918) 細民児童の生活状態及び心身発育状況, 『社会と救済』第2巻8号, pp.1-7。
- 55 暉峻義等 (1919) 細民の衛生状態に就て, 『社会と救済』第3巻3号, pp.24-32。
- 56 川向秀武 (1973) 東京における夜間小学校の成立と展開—「特殊夜学校」・「尋常夜中学校」を中心として—, 『東京都立大学人文学報』第8号, pp.105-106。
- 57 石井昭示 (1992) 前掲22), pp.99-104。
- 58 無署名 (1911) 東京職工徒弟調査, 『都市教育』第86号, p.31。
- 59 無署名 (1911) 同上, 『都市教育』第86号, pp.32-33。
- 60 無署名 (1906) 開校後の一ヶ月 (東京市立小石川夜学校), 『東京市教育会雑誌』第24号, pp.27-28。
- 61 無署名 (1906) 同上, 『東京市教育会雑誌』第24号, p.29。
- 62 記者 (1913) 四谷第二夜学校を觀る—東京市営の特殊夜学校—, 『教育時論』第1020号, pp.12-13。
- 63 記者 (1913) 同上, 『教育時論』第1020号, pp.13-14。
- 64 田村一郎 (1916) 経営の實際及希望, 『東京教育』第313号, pp.13-18。
- 65 浅石恒太郎 (1912) 特殊夜学校の上より見たる下層社会の改善, 『都市教育』第100号, pp.46-53。
- 66 東京都立教育研究所 (1974) 『東京教育史資料体系』第9巻, pp.231-241, 土方苑子 (2002) 前掲4), pp.168-170。
- 67 坂本龍之助 (1917) 貧民窟改善, 『社会と救済』第1巻1号, pp.41-45。
- 68 近藤駿介 (1918) 貧民に対する警察と救済事業, 『社会と救済』第1巻5号, pp.25-28。
- 69 杵淵義房 (1918) 前掲48), pp.59-67。
- 70 門外漢 (1911) 前掲33), pp.24-26。
- 71 鳥根県安濃郡役所 (1912) 前掲36), pp.1-11。
- 72 萬年尋常小学校 (1921) 『大正九年度末報告』, pp.24-26。
- 73 萬年尋常小学校 (1910) 『東京市萬年尋常小学校要覽』, p.2。
- 74 萬年尋常小学校 (1921) 前掲72), p.11。
- 75 萬年尋常小学校 (1921) 同上, pp.13-14。
- 76 無署名 (1903) 貧民窟の特種小学校, 『教育報知』第652号, p.32。
- 77 萬年尋常小学校 (1921) 前掲72), pp.50-61。
- 78 無署名 (1903) 前掲76), p.32。
- 79 無署名 (1908) 東京市特殊小学校, 『日本之小学教師』第110号, p.37。
- 80 萬年尋常小学校 (1921) 前掲72), pp.67-68。
- 81 萬年尋常小学校 (1921) 同上, pp.38-45。
- 82 東京市役所教育課 (1906) 『附録 特殊小学校概覽』, p.4。
- 83 汀柳生 (1904) 前掲32), pp.96-97。
- 84 萬年尋常小学校 (1921) 前掲72), pp.57-58。
- 85 萬年尋常小学校 (1921) 同上, pp.62-64。
- 86 東京市役所教育課 (1906) 前掲82), p.4。

- 87 汀柳生(1904)前掲32), pp.94-95。
- 88 無署名(1903)東京市萬年小学校児童調査,『東京市教育時報』第13号, p.48
- 89 萬年尋常小学校(1921)前掲72), pp.45-47。
- 90 無署名(1903)特殊学校生徒の思想,『児童研究』第6巻4号, p.55。
- 91 東京市役所教育課(1906)前掲82), pp.1-3。
- 92 萬年尋常小学校(1921)前掲72), pp.74-76。
- 93 萬年尋常小学校(1921)同上, pp.69-73。
- 94 高梨輝憲(1978)『江東区の歴史』名著出版, pp.146-147。
- 95 無署名(1903)東京市靈岸小学校の開校式,『東京市教育時報』第31号, p.54。
- 96 永廻驢江(1904)特殊小学校,『少年世界』第10巻5号, pp.102-104。
- 97 無署名(1903)特殊小学校児童調査,『東京市教育時報』第32号, pp.47-48。
- 98 東京市役所教育課(1906)前掲82), p.13。
- 99 東京市役所教育課(1906)同上, p.16。
- 100 無署名(1905)東京市靈岸尋常小学校父兄懇話会,『東京市教育会雑誌』第9号, p.1。
- 101 三宮丈三郎(1912)教育的救済事業,『都市教育』第99号, pp.16-20。
- 102 阪間惣重郎(1914)下層労働者の生活と其児童の成績,『東京教育』296号, pp.23-24。
- 103 阪間惣重郎(1914)同上, p.24。
- 104 橋本熊太郎(1922)木賃宿止宿児童の保護教化に就て,『社会と教化』第2巻7号, pp.31-32。
- 105 橋本熊太郎(1922)同上, p.32。
- 106 橋本熊太郎(1922)同上, pp.30-34。
- 107 永廻驢江(1904)特殊小学校,『少年世界』第10巻3号, p.111。
- 108 無署名(1907)鮫ヶ橋尋常小学校,『東京市教育会雑誌』第29号, p.49。
- 109 東京市社会局(1921)『東京市内の細民に関する調査』, pp.90-91。
- 110 東京市役所教育課(1906)前掲82), p.23。
- 111 古藤田矢川(1906)鮫ヶ橋小学校の特殊教育,『日本之小学教師』第86号, pp.29-30。
- 112 鮫ヶ橋尋常小学校『東京市鮫ヶ橋尋常小学校一覽』。
- 113 同上。
- 114 無署名(1907)鮫ヶ橋及び萬年尋常小学校を觀る,『弘道』第188号, pp.25-27。
- 115 無署名(1906)鮫ヶ橋尋常小学校を觀る,『教育研究』第31号, pp.41-43。
- 116 古藤田矢川(1906)前掲111),『日本之小学教師』第86号, p.30。
- 117 東京市役所教育課(1906)前掲82), pp.19-25。
- 118 前掲112)。
- 119 無署名(1908)前掲79), p.38。
- 120 東京市教育課(1916)前掲34), p.13。
- 121 永廻驢江(1904)前掲96), p.104。
- 122 東京市役所教育課(1906)前掲82), p.29。
- 123 永廻驢江(1904)前掲96), p.104。
- 124 岩崎由十郎(1907)東京市三笠(特殊)小学校診療室,『東京市教育会雑誌』第29号, pp.37-38。
- 125 今井悦蔵(1915)我が校の救済事業,『日本之小学教師』第204号, pp.19-21。
- 126 東京市役所教育課(1906)前掲82), p.25。
- 127 無署名(1908)東京市特殊小学校,『日本之小学教師』第111号, p.39。
- 128 無署名(1908)同上, p.39。
- 129 藤岡真一郎(1911)細民子弟の教育と特別作業,『都市教育』第86号, pp.19-22。
- 130 無署名(1907)教育を受けたる幼年労働者,『東京市教育会雑誌』第30号, pp.49-50。
- 131 玉姫小学校(1907)新入学児童につきて,『東京市教育会雑誌』第33号, pp.10-13。
- 132 東京市役所教育課(1906)前掲82), p.33。

- 133 東京市浅草区役所 (1914) 『浅草区誌』 下巻, p.111。
- 134 玉姫小学校 (1907) 前掲131), 『東京市教育会雑誌』 第33号, pp.10-13。
- 135 島根県安濃郡役所 (1912) 前掲36), pp.10-11。
- 136 戸野周二郎 (1912) 社会教育史上の新記録, 『都市教育』 第92号, pp.4-5。
- 137 無署名 (1912) 特殊小学校の子守教育, 『児童研究』 第15巻10号, p.329。
- 138 渋沢栄一伝記資料刊行会編 (1960) 『渋沢栄一伝記資料』 第30巻, p.800。
- 139 東京市役所教育課 (1918) 前掲35), pp.47-51。
- 140 無署名 (1907) 芝浦小学校開校式, 『東京市教育会雑誌』 第33号, pp.38-39。
- 141 無署名 (1908) 前掲127), p.39。
- 142 田中武助 (1905) 既往六ヶ年間に於ける芝浦尋常小学校児童の体格検査成績の概要, 『都市教育』 第98号, p.56。
- 143 麻布区役所 (1941) 『麻布区史』, p.637。
- 144 東京市絶江尋常小学校 (1922) 『特殊教育第一步』, p.2。
- 145 東京市絶江尋常小学校 (1922) 同上, pp.4-5。
- 146 東京市絶江尋常小学校 (1922) 同上, pp.10-13。
- 147 東京市絶江尋常小学校 (1922) 同上, p.5。
- 148 森利平 (1912) 子守教育に関する卑見, 『慈善』 第3編3号, pp.268-273。
- 149 森利平 (1912) 同上, pp.268-273。
- 150 林町尋常小学校同窓会 『同窓会誌: 母校三十周年記念誌』, p.5。
- 151 同上, p.6。
- 152 同上, p.6。
- 153 同上, p.8。
- 154 東京市林町尋常小学校 (1922) 『実施事項概覧』, pp.24-26。
- 155 東京市林町尋常小学校 (1922) 同上, p.129。
- 156 東京市林町尋常小学校 (1922) 同上, pp.32-48。
- 157 東京市林町尋常小学校 (1922) 同上, pp.104-110。
- 158 東京市林町尋常小学校 (1922) 同上, pp.69-70。
- 159 東京市林町尋常小学校 (1917) 『学校と家庭』 第13号, pp.16-17。
- 160 橋本熊太郎 (1913) 林間教授に就きて, 『都市教育』 第109号, pp.53-54。
- 161 林町尋常小学校 (1917) 『学校と家庭』 第12号, p.2。
- 162 林町尋常小学校 (1916) 『学校と家庭』 第10号, p.6。
- 163 菊川小学校二十周年記念事業協賛会 (1979) 『菊川補遺』, pp.47-48。
- 164 菊川小学校二十周年記念事業協賛会 (1979) 同上, p.48。
- 165 東京市教育課 (1916) 前掲34), pp.21-24。
- 166 佐藤忠 (1920) 勤労学級, 『都市教育』 第185号, pp.19-23。
- 167 深川区市編纂会 (1926) 『深川区市』 上巻, p.500。
- 168 坂間惣重郎 (1922) 児童に対する社会的訓練策, 『社会と教化』 第2巻7号, pp.52-53。
- 169 坂本勝太郎 (1914) 児童停級に対する見解, 『都市教育』 第121号, pp.17-19。
- 170 万年尋常小学校 (1921) 前掲72), pp.112-114。
- 171 秋水小蘆 (1906) 下谷区万年町万年尋常小学校を観る, 『教育研究』 第29号, pp.67-73。
- 172 添田知道 (1978) 『小説教育者』 第四部, p.160。
- 173 無署名 (1906) 前掲115), p.41。
- 174 東京市役所教育課 (1906) 前掲82), pp.25。
- 175 東京市教育課 (1916) 前掲34), pp.6-10。
- 176 東京市教育課 (1916) 同上, pp.21-24。
- 177 佐藤忠 (1920) 勤労学級, 『都市教育』 第185号, pp.19-23。
- 178 草間八十雄 (1929) 『水上労働者と寄子の生活』 文明協会, p.23。

- 179 草間八十雄(1929) 同上, pp.20-23。
- 180 草間八十雄(1929) 同上, pp.27-28。
- 181 橋本熊太郎(1922) 前掲104), pp.30-34。
- 182 橋本熊太郎(1923) 細民児童の煩悶と解決, 『帝国教育』第488号, pp.100-101。
- 183 橋本熊太郎(1923) 同上, p.108。
- 184 近藤堅三(1928) 貧児教育者の漫談, 『教育時論』第1560号, pp.23-38。
- 185 ①清水寛(1974) 東京市下谷万年特殊小学校における貧児教育問題としての精神薄弱児教育について, 『精神薄弱問題史研究紀要』第15号。②田中勝文(1985) 特殊小学校と障害児教育, 津曲裕次ほか編著『障害者教育史—社会問題としてたどる外国と日本の歴史—』川島書店, pp.194-200。
- 186 ①石井智也・石川衣紀・高橋智(2013) 大正期の東京市における教育救済事業と多様な困難をもつ子どもの特別学級編制, 『SNEジャーナル』第19巻1号, pp.144-160。②石井智也・石川衣紀・高橋智(2014) 大正期の東京市における小学校特別学級編制—特別学級の児童実態と教育実践を中心に—, 『東京学芸大学紀要(総合教育科学系)』第65集, pp.113-124。
- 187 石井智也・石川衣紀・高橋智(2015) 1920年代における東京市長・後藤新平の児童保護事業と教育改善事業, 『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』第66集, pp.181-191。

# 1900年代の東京市における「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」 の開設と子どもの「貧困・児童労働・不就学」への対応

## Establishment of “Special Elementary School” and “Night Elementary School” in Tokyo City, and the Support for “Child Poverty, Child Labor, and Non-enrollment” since 1900

石井 智也\*<sup>1</sup>・高橋 智\*<sup>2</sup>

Tomoya ISHII and Satoru TAKAHASHI

特別ニーズ教育分野

### Abstract

In this study we clarified the various educational supports by "special elementary school" and "night elementary school" which were regarded to be different from public elementary school, as the Tokyo city established more public elementary schools and promoted attending that schools since the revision of “Shogakko Rei” in 1900. Besides, we reviewed the efforts by “special elementary school” and “night elementary school” which had been regarded as “exceptional school” in the historical context of “special educational consideration in the framework of regular education.”

In the Tokyo city from the late Meiji period to the early Taisho period, educational supports for “child poverty, child labor, and Non-enrollment”, which was difficult for educational support in public elementary schools, were implemented by multiple institutions of primary education such as “special elementary school”, “night elementary school” and factory school, making free of tuition fees, and lending school supplies. Their efforts contributed significantly to the spread of primary education in Tokyo city.

In particular, many special elementary schools implemented various educational supports, leading to improve child’s life such as the provision of “Nibu-kyoju” (a half-time school system) and night classes with consideration for child labor, medical treatment, training in personal hygiene, instruction about bathing, hairdressing, home visit and vocational training. These initiatives encouraged children who lived in the slum to attend primary schools.

Since the 1910s, these schools established “special class” to aimed for educational supports according to the actual condition of the child, as various hierarchies including not only the poor but also middle class were enrolled to the schools, and the number of children enrolled at the school increased. These classes supported various educational difficulties such as poverty, child labor, diseases, and delinquency many children had, and conducted according to the needs of the child by adopting diverse and flexible forms.

---

\*1 United Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University/ Nihon Fukushi University

\*2 Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)



Keywords: Special Educational Consideration, Tokyo City, Special Elementary School, Night Elementary School

*Department of Special Needs Education, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501, Japan*

**要旨:** 本稿では、1900（明治33）年の小学校令改正以降、東京市による公立尋常小学校の増設や就学督励策の推進がなされる中で開設された「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」による多様な教育的対応・配慮を明らかにするとともに、これまで「例外的な学校」と捉えられてきた「特殊小学校」「特殊夜学校（夜間小学校）」の取り組みを「通常教育の枠組みにおける特別な教育的配慮」の文脈に位置づけて検討した。

明治後期から大正前期における東京市では、公立尋常小学校では教育的対応が困難であった「貧困・児童労働・不就学」等の子どもへの教育支援について、授業料無償・学用品貸与を実施する特殊小学校や特殊夜学校（夜間小学校）、工場内学校などの多様な初等教育機関が対応し、初等教育の普及に大きく貢献したことが示された。

とりわけ特殊小学校では、子どもの生活改善につながる配慮が実施され、児童労働に配慮した二部教授や夜学校の実施や入浴指導、診察治療、男女児童の理髪、貯金指導、家庭訪問、職業訓練などが実施されており、こうした取り組みがスラムの子どもへの就学を促したことが明らかとなった。

1910年代以降、こうした小学校では、就学の定着に伴い就学児童数は増加し、貧困層だけでなく中間層も含めた多様な階層が就学することも踏まえて、子どもの実態に応じた教育的対応を目指して「特別学級」が開設される。在籍する児童の多くは貧困・疾病・健康問題・児童労働・非行等の困難を抱えており、「勤労学級」「木賃宿児童救済学級」「水上児童救済学級」などの多様な特別学級の形態がとられることで、子どもの教育的困難に応じた教育が実施された。

キーワード: 特別な教育的対応・配慮, 東京市, 特殊小学校, 特殊夜学校（夜間小学校）